

SGRAレポート

No.0023

第13回SGRAフォーラム

日本は外国人をどう受け入れるべきか
—「共生」をキーワードとして—



SGRA

関口グローバル研究会

■SGRAとは

関口グローバル研究会(SGRA:セグラ)は、世界各国から渡日し、長い留学生活を経て日本の大学院から博士号を取得した研究者が中心となり、インターネットを主要なコミュニケーション手段として活動しています。SGRAでは、個人や組織がグローバル化に立ちむかうための方針や戦略をたてる時に役立つような研究、問題解決の提言を行い、その成果をフォーラム(年4回)、レポート(年8冊)、ホームページ(<http://www.aisf.or.jp/sgra>)等の方法で、広く社会に発信していきます。研究テーマごとに、多分野多国籍の研究者が研究チームを編成し、広汎な知恵とネットワークを結集して、多面的なデータから分析・考察して研究を行います。当研究会は、ある一定の専門家ではなく、広く社会全般を対象に、幅広い研究領域を包括した国際的かつ学際的な活動を狙いとしています。良き地球市民の実現に貢献することがSGRAの基本的な目標です。

会員を募集しております。入会ご希望の方は SGRA 事務局(sgra-office@aisf.or.jp)までご連絡ください。

第13回SGRAフォーラム報告

SGRA「人的資源と技術移転」研究チームチーフ

日経リサーチ主任研究員、専修大学兼任講師

徐 向東

2003年11月14日（金）午後6時半より、第13回SGRAフォーラム「日本は外国人をどう受け入れるべきか」が、東京国際フォーラムG棟402号室で開催された。今回のフォーラムは、「人的資源と技術移転」研究チームの研究活動の一環として行われたものでもある。会場には、非会員30名も含む70名近くの方々が集まり、このテーマに関する関心の高さを示した。

SGRA研究会の今西代表による開会挨拶の後、2人の講師による講演が行われた。ゲスト講師として迎えた立教大学社会学部の宮島喬教授は、「移民国日本へ？ヨーロッパとの比較の中で考える」というテーマで講演を行った。先生は、日本を代表する社会学者で、特に文化社会学の領域においては、第一人者的な存在である。かつてヨーロッパで研究生活を送った先生は、ヨーロッパ社会における移民問題に詳しく、近年、ヨーロッパとの比較の視点で、日本の外国人問題の研究も行われ、外国人問題や移民政策に数多くの提言が行われた。先生の講演は、日本における外国人受入れの文化、意識、社会制度の問題点を浮き彫りにし、そして具体的な提言を含めて、日本が移民国として成立する可能性を検討された大変興味深いものであった。

宮島先生の講演要旨をまとめると以下のとおりになる。

- ・加速する少子高齢化の日本社会は、21世紀の早い時期に、海外から人の受入れを図らねばならないが、日本社会の制度改革が立ち遅れている。
- ・日本の人口構造は、既に事実上の「移民国」に近い。このことを直視し、制度、意識の両面でヨーロッパの移民先進国に学ばなければならない。
- ・技能実習制度の弊害から見たように、世界から優れた人材を受け入れるという短期国益中心のロジックは必ず失敗する。
- ・日本における外国人を受け入れるという意識、施策が極めて貧困である。
- ・日本は「移民小国」からの脱却を意識し、難民受入れなどを含めた国際義務も果たすべきである。
- ・さらに、長期ビザの導入、年金脱退一時金制度の改善、配偶者ビザの永住者ビザへの切り替え、血統主義を改め出生地主義の考え方の導入、帰化手続きの簡素化と透明化、外国人の子供の教育体制の改善、国民への啓発などの外国人受入れ問題を再検討する必要がある。

SGRA研究員で東京大学工学研究科博士課程のイコ・プラムティオノさんは、「研修生制度の現状と問題点——インドネシア研修生の事例として」と題する報告を行った。イコさんは東大で電子情報工学の研究を進めながら、1999年から、外国研修生ネットワークの一員として研修生問題に取り組み、2000年にインドネシア研修生相談フォーラム（FKTI）を設立し、以降、代表としてインドネシア人研修生を中心にアドボカシー活動に従事してきた。イコさんはこうした体験を交えながら、「研修という名の下における単純労働力の導入」という、日本で働く外国人研修生の厳しい現実を紹介してくださり、聴衆にとっては

大変刺激的な報告だった。イコさんの講演の前半は、主に日本における外国人研修生制度の経緯と受入れ状況の紹介で、後半は、研修生制度の問題点を指摘し、幾つかの政策提言を行った。

イコさんが指摘した問題点と提言を要約すると主に以下のようになる。

- ・研修生制度の「建前」は、技術・技能又は知識の開発途上国への移転を図り、それらの国などの経済発展を担う人作りに貢献することであるが、「本音」は、日本社会が必要とする単純労働者の導入である。実態としては、中小零細企業など日本人労働者の集まりにくい分野を補完するものである。
- ・研修生制度は、技術・技能などの移転による国際貢献としても、また、外国人労働者の活用方法としても、極めて不備な制度であり、かつ多くの人権侵害を伴っている。
- ・一元的に対応できる政府機関が責任を果たすこと：強制帰国措置の廃止、本来の目的に基づき、労働ビザの支給などを真剣に検討する必要がある。

以上の2人の講演と報告が終わった後、国連組織の勤務経験をもつ財団法人アジア21世紀奨学財団常務理事の角田英一氏が進行役・コーディネーターとして、二人の講師をパネラーに、パネルディスカッションが行われた。予定時間を超過してまで、たくさんの熱気溢れる質問とコメントが行われ、講師と参加者の間には、有益な意見交換が行われた。質問とコメントをすべて紹介できないが、最も印象に残った1つは「外国人の受入れは政治家がよく口にする日本の“国益”に利するか」である。宮島先生やイコさんのコメントを聞きながら、“国益”を定義するのは難しいが、今の日本における外国人受入れの制度や意識の遅れこそ、日本の“国益”を損なっているのではないかとの印象をもった。この点、難民受入れに対しても同様である。現状は決して楽観すべきではないが、宮島先生からは、日本社会における日本人の意識の変化も紹介され、希望も見えている。フロアからは、マスメディアが意識的に作り上げた外国人イメージの虚像が指摘され、さらに留学生からは、日本からの人口流出も併せて考えたり、最近の北東アジアにおける激しい人口移動の一環としてとらえたりするなど、問題意識を変えれば物事が全く異なる視点からも捉えられるという刺激的な発想法も紹介された。

今回のフォーラムで取り上げられた「日本社会は外国人をどう受け入れるべきか」という問題は、我々「人的資源と技術移転」研究チームが取り組んでいる課題に大いに参考になるものであった。グローバル化が進み、国境を越えた人の移動がますます活発化する中で、国益と人権、差別と平等、グローバル化の中における国と人間のあり方、文化の独自性と普遍性、自国文化の保護と他者への関心・思いやりと尊重、そして、日本と東アジア、日本と世界の共栄共存などを考える上で大変大きな示唆を得た。2時間にわたって行われた第13回SGRAフォーラムは、午後8時半に幕を閉じた。

第13回SGRAフォーラム

日本は外国人をどう受け入れるべきか

—「共生」をキーワードとして—

2003年11月14日（金）午後6時半～8時半

東京国際フォーラム G棟402号室

プログラム

6時30分—6時40分	司会：徐 向東（「人的資源・技術移転」研究チームチーフ / 日経リサーチ研究員） 挨拶：SGRA 代表 今西淳子
6時40分—7時20分 ゲスト講演	移民国日本へ？ ヨーロッパとの比較の中で考える
	宮島 喬（立教大学社会学部教授） 少子高齢化が進む中、21世紀の早い時期に日本が外からの人の受入れを図らねばならないことは明かだ。だが、改めて考えるに、日本の人口の構造は de factoに“移民国”（immigration country）のそれに近いものとなっている。このことを直視するなら、制度、意識の両面でヨーロッパの移民先進国に学ばなければならない。この点で二、三の提言を行う。また、世界から優れた人材を受け入れるといっても短期国益中心のロジックで行えば失敗する。技能実習生制度などは残念ながらその弊を表している。彼らを「社会的に受け入れる」という考え方、施策が貧困だからだ。今からでも改善が可能だろうか。さらに21世紀、日本にとり避けられないのは、国際的義務としての人道的受入れである。難民受入れをきちんと位置づけ、資源負担をすること（国連にお金を出すことではない！）。これも、自覚的な移民国となるための条件だろう。
7時20分-7時40分 活動報告	研修生制度の現状と問題点—インドネシア研修生を事例として—
	イコ・プラムディオノ（SGRA 研究員 / 東京大学工学研究科博士課程） 外国人研修・技能実習制度は元々「技術移転による国際貢献」を目的とする制度であるが、度重なる法的緩和によって「単純労働者」分野への外国人労働者の導入を拒否するという建前を維持し、かつ、外国人労働者の日本への定住を極力避けようとする立場からは、有力な外国人労働者の受入れ方法と考えられる。しかし、技術・技能等の移転による国際貢献としても、また、外国人労働力の活用方法としても、極めて不備な制度であり、多くの人権侵害を伴うものとなっている。本発表では実例を交えながら、この制度の経緯、受入れの実態及び問題点を整理し、外国人労働力政策の本格的な議論の必要性を検討する。
7時40分—8時30分	パネルディスカッション（フロアとの質疑応答） 進行：角田英一（アジア21世紀奨学財団常務理事） パネラー：宮島 喬、イコ・プラムディオノ
8時30分	閉会その後懇親会

移民国日本へ？ヨーロッパとの比較の中で考える

宮島 喬

立教大学社会学部教授

今日はあえて挑発的に「移民国」などという言葉を使ってお話しいたしますが、何も日本が移民を海外から募集して大々的に受け入れる国になろうということを使うつもりはありません。今から20年ほど前にスイスの作家が言ったものですが、“We call workers (我々は労働者を呼んだつもりであった) but human beings came (しかし、やってきたのは人間たちだった)”という有名な言葉があります。これはヨーロッパの人々が外国人労働者を、全く労働力として必要だからということで受け入れたのですが、だんだん彼らが人間だという問題にぶつかって、そこで人としての受け入れを考えなければならなくなってきたということを示す言葉です。

私もそういうことをいつも念頭に置きながら外国人の方々のことを考えているわけですが、しかし今日は余り人権の問題に深く入ることはできません。むしろ、日本社会がどのような意味で外国人の受け入れを続けていかざるをえないのか。とすれば、日本がどう変わらなければならないのか。そんなことをお話してみたいと思います。

今、日本には大体185万人の外国人登録者が住んでいます。いわゆる不法滞在といわれる人を含めると205万~210万というのが今の日本の外国人人口です。不況といわれながらも外国人滞在

者の数は増え続けています。いろいろな要因はあるかと思いますが、これはやはり長期的には構造的な要因が関係しているということです。景気が低迷しているにもかかわらず入ってきます。それは今後も長く作用し続ける要因だと思いますが、デモグラ



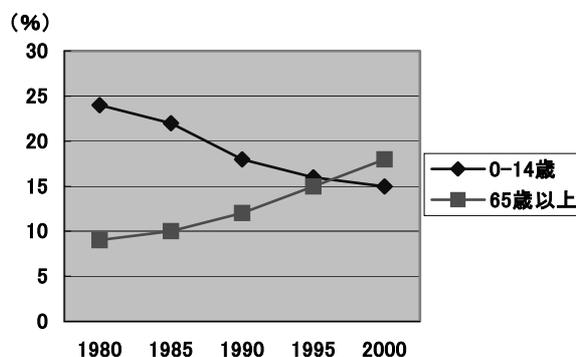
フィック、つまり、「人口学的」な要因で、人口構造の高齢化、さらには高学歴化を指します。そして、この高齢化は少子化と表裏一体になっています。

実際に高齢化の進行は、今日本は世界一だといつて間違いのないと思います。ヨーロッパの中ではイタリアが高齢化と少子化が表裏一体でもっとも進んで

いるといわれますが、日本の方がそれを上回っています。

図1のグラフは、0歳から14歳（幼少年）の人口と65歳以上の人口の比率をグラフ化してみたものですが、これは1996年に逆転している

図1: 高齢者人口と若年者人口の比率の推移



わけです。それまでは、1980年をとると0歳から14歳が25%を占めていますし、65歳以上は8%ぐらいですか。それが96年に逆転して、今後は更に開いていくだろうと考えられます。このように少子化と高齢化は非常にパラレルに起こる現象で、高齢化というと人間の寿命が延びるだけのことではないのです。同時に子供が少なくなる、あるいは若年労働力人口が減っていくことを意味します。

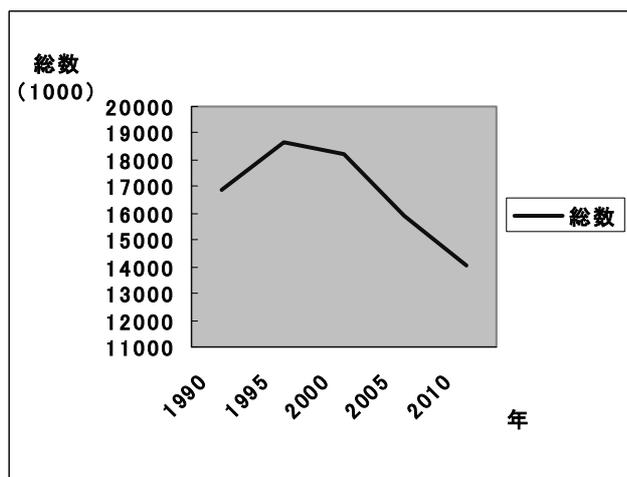
もちろん、こういう予測がそのまま当てはまると日本の社会保障制度はダウンしてしまう、あるいは労働市場は危機に陥るとみるのは機械的な予測でもあり、日本の企業はそういった事態を避けるためのいろいろな方策をこれから取り始めるだろうと思います。ただ、その方策として例えば、工場を海外に移転するという事は考えられることですが、果たしてそういうことしかないのだろうかという問題をここでは考えていきたいと思います。

表1：20歳代人口の減少

年	1990	1995	2000	2005	2010
総数 (1000人)	16871	18683	18211	15909 (推計)	14035 (推計)
全人口に対する 割合 (%)	13.6	14.9	14.3	?	?

図2は今申したことを単純なグラフにしたもので、正に20歳人口がどのように推移するかを示したものです。95年がピークとすれば、これだけ落ちていくということです。

図2：20歳代人口の推移

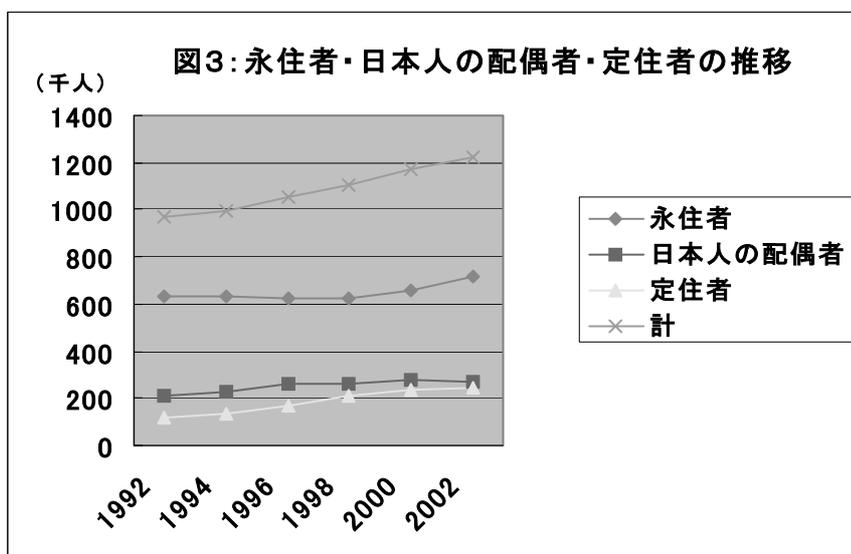


こうした状態がそのまま続くと仮定すると、将来の日本の社会保障制度はどうなるのだろうかという問題があります。それから、労働市場もいろいろな意味で危機に陥るでしょう。今、ちょうどヨーロッパでもドイツなどが同じような議論をしています。ドイツは、700万人を超える外国人労働者と家族がいても、これから先は人口の高齢化が進み、少子化が進行するということが言われております。といっても、日本よりもっとオープンにどうするかという議論をしています。日本はまだオープンな議論がそんなに進んでいません。

若年人口は減少し、しかも高学歴化します。そこで不足する労働力の分野とはどのようなものでしょうか。これは経済学者もいろいろ議論していますが、特に高齢化の中で生じる必要性というのがあります、看護師や準看護師、介護福祉士、ホームヘルパーという医療や福祉の分野での必要性が明白です。それから、ドイツなどでも言われていますが、コンピュータ関連の仕事。そして、海外に持っていきができない建設や様々なサービス労働があり、この中には必ずしもハイレベルのサービス労働ではないものも含まれます。こういった分野が今後労働力不足を来し、対応を迫られていくだろうと思います。いろいろな推計がなされますが、多く言う人は2010年か2015年には100万人以上と言っています。しかし、そこまではいかないにしても、2010年ぐらいまでに30~40万人の外国人に助けを借りなければならないという事態が生じるのではないかと思います。

日本に住んでいる、あるいは日本に滞在している外国人人口を少し分析してみますと、定住者又は定住の可能性が高い外国人人口の比率が高いということに気がきます。「永住者」というのは、永住許可を得ている人々です。それから、「日本人の配偶者等」

があり、さらに「定住者」がいます。永住者は無期限に日本に滞在する資格を得た人たちで、かつては在日韓国朝鮮人が代表的でした。しかし、今では、在日韓国朝鮮人の占める割合は半分より少し上ぐらいで、46万人ぐらいになっています。それに対して一般永住という、それ以外の方で永住許可を持つ人たちが増えてきて、それが今は22万人です。「日本人の配偶者等」というのは、日本人と結婚した外国人及び日本人の子供ですから、この中には日系人の2世がかなり入ってきます。この「等」の中に子供を含むということです。そして、定住者というのは難民の方や日系人の3世です。この3つを併せますと123万人となります。ということは、全外国人登録者のちょうど67%、3分の2がこの三資格で占められているということです。



ですから、日本の外国人人口は、必ずしも短期で帰っていく人々ではありません。すでに90年代からそういう傾向は現れていましたが、こういう状態で緩やかに増大しています。例えば国際結婚で来日する人が増える、それから日系人でやってくる人たちが増える。日系人の場合は、日本でほとんど活動の制限のない滞在ができます。ビザの期限は3年ですが、更新は容易です。短期の就労ビザで来る人より、はるかにこういう人々の方が多いというのが実態です。短期の就労ビザとは何かということは後でまた触れます。

以上のことは、図3のグラフが示すとおりですが、先ほど述べた3つのビザで滞在する、例えば日系ブラジル人、ペルー人、それからフィリピン人で日本人と結婚している人、あるいは中国人で日本人と結婚している人々は、今後かなりの割合で定住していくとみられます。結婚していれば当然かもしれません。しかし、例えば日系ブラジル人、ペルー人に真正面から「あなたは日本に永住するのですか」と聞くと、多分「ノー」と言います。「では、帰国の予定はありますか」と聞くと、それも「ノー」と言うのです。そういうあいまいな状態で、滞在が5年になり、7年になり、10年になっていく人がいっぱいいるというのが現状です。この人たちは今の不況の中でかえって帰りづらくなっているということもあるのです。ちゃんと目的の額を稼ぐことができない

ので、帰るに帰れないという人々がたくさん見られます。

ヨーロッパでいつ外国人労働者が定住を始めたかという、ちょうどオイルショックの不況期でした。オイルショック後の70年代の半ばから80年代の初めぐらいにかけての景気の悪い時期です。雇用の状況が非常によくない時期に、トルコ人やアルジェリア人たちの定住化が始まりました。先進国が不況なときには、発展途上国は景気がよいかというと、とんでもない。発展途上国はもっと経済

が危機になっている場合が多いわけで、かえってそういうときには先進国にいて一応職についている人たちはそこに留まろうと決意することが多いわけです。そういうことを考えますと、今の日本で起こっていることは、定住化の始まりと言っているのではないのでしょうか。

事実上の「定住」であり、事実上の「移民国」化です。定住する外国人ないし移住者が定住をし、生活を始める。こういう人々が増えていくことを1つの指標に考えるならば、規模はドイツなどに比べればまだまだ小さいですが、これは事実上の移民国という言い方をしてもよいのではないかと思います。

私は「移民国」と言いましたが、既に日本に住んでいる外国人の中には在日のように3代目、4代目という外国人の人たちがいます。あるいは帰国の見通しがはっきり立たない、そして家族と共に住んでいる外国人がいます。家族と共に住んでいるというのは重要なことです。家族と共に住むということは定住のサインであると、ヨーロッパなどでは普通解釈されますが、そういう人たちが増えています。

しかし、それに見合う制度的な改革は日本では十分に行われていません。唯一、それに見合った改革といえば、1980年代の前半に行われた社会保障における内外人の平等化です。社会保障において、例えば国民健康保険に外国人も加入できる、国民年金に外国人も加入できる、そういう社会保障の平等が曲がりなりにも実現されましたが、それを除くと改革は不十分です。

まず、在留期限が短い。就労ビザは就労を目的とするもので、ある意味で非常に厳しい条件の下で就労が認められているわけですが、この最長は3年と短いです。後は6か月、1年など、非常に短いビザで滞在する人もいます。

2番目に日本人の配偶者の地位の不安定さ。日本人と結婚して日本にやってくる外国人が「日本人の配偶者等」というビザを与えられるわけですが、それは3年ごとに更新なのです。こういう制度は先進国では余りない。その国の人と結婚してその国にやってきましたら、すぐに永住許可の申請ができ、すぐに帰化の申請ができることが多い。もっとも、ヨーロッパの先進国は偽装結婚の問題にぶつかり、直ちにということではなくした国もあります。フランスでは入国してから1年間待てば永住の申請、あるいは国籍の申請ができるということになりました。

ところが日本では、「日本人の配偶者」というビザでもって日本人と結婚した人は、かなりの長い期間滞在しなければ、永住や帰化ができません。かりに離婚などをしますと、あるいは死別でも、このビザが取り消されてしまうのです。したがって、地位が不安定です。さすがにそういう問題がいろいろ出てきたものですから、法務省は、配偶者の方で子供がいて離婚をした場合、その子供が日本国籍で親権を

行使する場合には特別在留許可を認めると、90年代の後半に制度を変えました。では日本人の子供でなければどうなのかというと、特別な在留許可が認められる可能性ははっきりしません。この点などまだまだ不十分です。それから、ほかの国に比べると永住許可や国籍取得のハードルが高いということもあります。

また、外国人には政治参加が認められていません。これも日本の常識では当たり前ではないかとお感じになる方もあるかもしれませんが、ヨーロッパでは外国人に地方参政権を認めている国が多いわけです。70年代から外国人に地方参政権を認めてきたスウェーデンや、80年代になって認めるようになったオランダ、デンマーク、アイルランド、そしてもっと前から認めているイギリスなどがあります。いずれにしても外国人に地方参政権を認めるのはヨーロッパの先進国、あるいはオセアニアなどではかなり常識になっていますが、日本の場合はまだです。

以上のことを考えますと、外国人を単に労働力としてとらえる見方から一歩抜けなければならないと思います。冒頭に、“human beings came”と言いましたが、彼らは、正に生活者であり、家族と共に生きる人々であり、独自の文化を持つ人格であるということです。これが彼らをとらえる視点として大事になってきます。ヨーロッパはそんなに理想的にモデル化できる国ばかりだとは思いませんが、それでもヨーロッパ諸国の1980年代、90年代の改革は、かなり移民の定住化に対応したものであったと思います。

例えば、長期の就労ビザの導入。日本にも永住者というビザがありますが、ドイツでは無期限滞在許可をトルコ人の労働者などはかなりたくさん持っています。フランスでは、10年間有効ビザというのが、80年代に設けられています。外国人が定住化してくれば、それに見合った長期のビザを出すべきだというのは非常にまっとうな考え方だと思います。短期のビザしか与えられないと、労働条件上、不利に扱われることがしばしばあり、こういう安定したビザが必要だということです。

次に、出生地主義を加味した国籍法の導入。出生

地主主義というのは難しい言葉ですが、当該の国のテリトリーの中で生まれた場合にその国の国籍を取得できるというものです。自動的に取得できる場合もあれば、ちょっと条件付きの場合もありますが、日本は血統主義という血のつながりによって国籍を与える。ヨーロッパの場合にはこの出生地主義を導入した国が多い。以前からフランスやイギリスやオランダはそういう考え方でした。90年代になってベルギーやドイツが法改正をして、国内に生まれた子供たちに国籍取得を容認するという改革をしています。

それから、第二世代に対する職業訓練。日本でも今、二世たちの教育は大変な問題で、彼らはなかなか学業を達成できず、途中で落ちこぼれてしまう子供もいます。ヨーロッパ諸国は、そういう子供たちに対する職業訓練にかなり力を入れていますが、日本ではまだ何もありません。このようにヨーロッパの国々と比較して見てみますと、日本でやらなければならないことがいろいろあるのではないかと思います。

では一体どういうところから改革を始めたらいいのでしょうか。これはそう簡単に日本政府が動くとは思われません。しかし、政府の態度は硬いように見えますが、例えば法務省の入管局は絶えずいろいろな人と意見交換をしているのです。意見はいろいろ聞いてくれるのですが、なかなかそれを政策化することは難しい。やはり政治というのはそんなに簡単に動かないところがあります。しかし、デファクトな移民国から法制度を整えた移民国に変わらなければならない。それには今後政府の政策の変更が必要です。と同じに、国民の側の意識も変わらなければいけない。国民の側も、外国人や移住者が、等しく日本社会を支えるメンバーになっていると認める、そういう意識の改革が必要です。容易ではありませんが、ともかくどこからか改革を始めなければならない。

そのために、私は次のようなことを考え、法務省などにも意見として言いたいと思っています。まず、5年以上の長期の就労ビザを導入する。

2番目には、年金の脱退一時金制度の改善。年金の脱退一時金制度は、外国人は結構ご存じだと思いますが、法律を改正して、95年だったでしょうか、脱退一時金制度ができたわけです。これは特に外国人のためで、日本から帰国した後、帰国をした自分の国から年金の払い戻しを請求すると、それが払い戻されるのです。ただし、この額が非常に低いということが問題です。3年までは増えていきますが、そこで頭打ちになってしまって、たとえば10年間日本で働いて厚生年金を払い続けて帰国をした人が請求してみたら、ほんのちっぽけなお金しか返ってこなかったという問題があります。年金の脱退一時金制度というのはもっと大幅に改善しなければいけないと思います。将来、定住していく可能性のある方も増えているわけですから、外国人が安定した生活を送れるように年金に加入してもらおう。そのためには、こういう脱退一時金制度を十分に意味のあるものにしておかなければいけないのではないかと思います。私は10割払い戻せと言いたいと思っています。

3番目は、配偶者ビザの滞在1年後の永住者ビザへの切り替え。ヨーロッパ並みに考えればこういうことになるのです。現在の配偶者ビザでは、離婚をしたり、夫と死別したりすると在留資格がなくなってしまいます。しかし、結婚をして日本に滞在して子供もいるかもしれない、いろいろな人間関係もできているかもしれない、日本で仕事に就いているかもしれない。そういう配偶者はそれなりの権利を持ってよいのだと私は思っています。

4番目に、帰化手続きの簡素化、透明化。日本の帰化手続きは複雑である上に、国家の裁量が非常に強く働きますので改革が必要です。

最後に、出生地主義の考え方の部分的導入。出生地主義というと、すぐに国籍法の改正と結びつけられますが、国籍法の改正を一挙に実現するのは大変だと思います。しかし、出生地主義の考え方はいろいろな場面で部分的に生かさなければいけないと思います。例えば、身近なところから始めようと思えば、日本で生まれた外国人については退去強制をしないこと。これは1つの出生地主義の考え方です。日本で生まれて、日本で育ったのだから、日本社会

とのつながりは深いはずだし、母国に送り帰すといっても母国とのつながりがない人たちですから、送り帰されては生きていけない人たちかもしれません。こういったところから出生地主義的な考え方を導入していく必要があると思っています。

さて、今までに申し上げた改革のほかに、日本で働きたい人、日本で働いてもらいたい優秀な人をどういう制度で受け入れるかを検討しなければなりません。ここでは基準省令の緩和が必要です。話が複雑になりますが、技術、技能、人文、知識、国際業務などの在留資格による受入れの場合には、受入れ許可の基準が法務省の省令で非常に細かく決められています。これは煩雑であり、かつこれをクリアするのはかなり難しい。例えばあるビザでは大学の卒業資格が必要な上に、在職期間が10年間なければいけないといった規則があり、そういうことを証明した書類を整えて初めて就労のビザが出る。そんなことが多いのです。こういったものも緩和や手続きの簡素化が必要だろうと思います。

さらに、中間技能職の受入れが促進されるべきです。現場の仕事で技能労働者たちを受け入れる際には研修と結びついた受入れ制度が必要ですが、その場合、最初から労働者として受け入れるというところを明確にする必要があるのではないのでしょうか。現在では研修という形で受け入れて、この人たちが実務研修で報酬をもらって働くことが場合によっては認められているわけですが、研修と労働者の受入れははっきり分けるべきだと私は思っています。

それから、日本語習得の機会を幅広くする。そして、「家族滞在」の人への活動の制限の緩和。特に日本に就労ビザや留学生ビザで来た場合に、配偶者が一緒に来ると、その配偶者の資格は「家族滞在」といい、原則的に就労できない。ところが、最近いろいろな不満が出てきて、週28時間以内なら就労を認められるようになった。この場合、重要なことは、生活が苦しいから28時間以内なら認めますというのが国の態度でしょうが、夫と妻が共に働くことは当たり前ではないか。例えばヨーロッパから来た人たちは、経済的に困っているから妻が働くということではなくて、仕事をするのは当たり前だと思って

いる。ところが日本に来ると、サラリーマンの奥さんたちは働けなくなってしまうのです。そういう状況ですと、夫が日本の企業に働きに行くというときに来たがらない奥さんが出てくる。これも配偶者、あるいは家族の人権の問題だと私は思っています。

外国人の子供の教育体制の整備は非常に重要です。外国人にとって、日本での教育はうまくいかないだろうというので、日本に来ることをためらう外国人が多い。

最後に、日本の外国人受入れが難民受入れの点では非常に遅れをとっていることを指摘したいと思います。労働力として価値があるから外国人を受け入れるという考え方からすると、難民は何のために受け入れるのかを疑問に思う方がいると思います。しかし、難民の受け入れは、それとは別の価値基準によって行われるべきで、これは人道主義であるべきです。そして、経済大国であればあるほど、こういう受け入れも同時にしなければいけないのです。日本は今難民の受入れが年に20人、30人など、そんなものしかありません。フランスでそういう話をしたら20万人の間違ひではないかと言われました。「20人です」と重ねて言うと、わが耳を疑うばかりの表情で彼らは聞いていました。今後日本国民への啓発の必要は大いにあると思います。外圧への適応ではなくて、国際社会が言うからということではなく。緒方貞子さんが日本の代表的な顔になったにもかかわらず、日本はお金は出しますが人は受け入れないという。これはいけないと思います。

以上、大変駆け足の中で多くのことを話してしまいました。頭の中をうまく整理していただけたかどうか分かりませんが、私が移民国と言いますときにこういう形で日本が変わっていくことを求めたいのです。できれば今後いろいろな形で提案していきたいと考えています。

研修生制度の現状と問題点

ーインドネシア研修生を事例としてー

インドネシア研修生相談フォーラム代表
SGRA 研究員、東京大学工学研究科博士課程
イコ・プラムディオノ

SGRA 研究員のイコと申します。私はインドネシアからの留学生で、東大で情報工学の研究をしています。同時に、インドネシア人研修生をサポートするNPOを作って活動しています。先ほどの宮島先生のお話の中で、日本では外国人労働者を受け入れる環境にあるとか、すでにデファクトな移民大国になっているという話を伺いました。外国人労働者を受け入れる最も有力な手段として、外国人研修生、あるいは技能実習制度が最も有力視されています。しかし、外国人研修生ネットワークの活動で、実際に研修生たちからの相談を受けて、この制度ではいろいろな問題があることを感じていますので、そのことを発表させていただきたいと思います。



まず、外国人研修生制度の目的は何かというと、入管法では「本邦の公私の機関により、受け入れられて行う技術、技能又は知識の習得をする活動」と記述されています。つまり、この文章の中では就労ではないということがはっきり言われています。その内容としては2つに分かれ、工場や現場の中で働きながら技術を取得する実務研修、そしてもう1つ

は非実務研修、日本語や生活指導、基本的な技術を学ぶいわゆる座学研修です。この非実務研修というのは研修の命といわれており、本来は3分の1の時間がこの非実務研修に当てられなければいけないという決まりがありました。しかし、度重なる規制緩和によって現在では5分の1の時間でも十分であるということになりました。

それでは、これまでの経緯を見ていきたいと思えます（表1参照）。1981年の入管法改正の際に、研修生は留学生の一形態として始められました。そして、1989年に経済団体などが外国人労働者受入れについていろいろ提言をし、それにこたえる形で1990年に入管改正法で外国人研修生に関する基準省令が決められました。そしてすぐに法務大臣告示により、その要件が緩和されました。特に、その時に、受入れ機関の要件の緩和、あるいは受入れ人数の緩和が盛り込まれています。それらの制度を支えるために国際研修協力機構（JITCO）という機関が設立されました。JITCOというのは5つの省庁の管轄下に置かれており、受入れ機関をサポートする業務を行っています。そして、同じ年に、後にインドネシア研修生を受け入れる最大手の中小企業国際人材育成事業団、通称アトム・ジャパンが設立されました。

1992年に更に規制緩和が行われ、ある条件の下で非実務研修期間が本来は3分の1のものを4分の1、あるいは5分の1に短縮できるようになりました。1993年には、技能実習制度のさらなる規制緩和が実施され、研修1年間、技能実習1年の計2年間滞在できるようになりました。1997年に

は、技能実習制度に進めば、最長3年間まで延長できることになりました。この頃、KSD疑惑がいろいろ絡んできます。そして、同じ年にインドネシアから第一次研修生が来日しています。

その間にいろいろな問題が指摘され、ようやく1999年に研修生・実習生受入れに関する法務省の指針が発表され、併せてJITCOガイドラインも

作成されました。さらなる規制緩和としては、研修の対象職種が確定され、現在では49職種にわたる76作業まで含まれることになりました。2000年に大きく報道されたKSDの不正疑惑が浮上して、古関前KSD理事長、あるいは小山議員らが逮捕されました。

表1 研修・技能実習制度のこれまでの経緯

1981年	入管法改正、留学生の一形態としての外国人研修生
1989年	経済団体、相次いで外国人労働者受入れについて提言
1990年	6月 入管法改正、外国人研修生に関する基準省令8月法務大臣告示による、基準省令における研修生受入れ要件の緩和(受入れ機関の要件、受入れ人数枠など)
1991年10月	(財)国際研修協力機構(JITCO)設立12月 労働省許可の公益法人として(財)中小企業国際人材育成事業団(アトム・ジャパン)設立
1992年12月	法務大臣告示の改正による研修制度の規制緩和(実務研修期間の比率など) アトム・ジャパン、インドネシア政府と研修生受入れに関する合意書に調印
1993年	4月 技能実習制度創設。滞在期間は、研修1年、技能実習1年の計2年 5月 インドネシアから第一次研修生来日
1997年	4月 法務省、技能実習生の滞在を2年に延長し計3年の滞在を認めることを告示
1999年	2月 研修生・実習生受入れに関する法務省指針。 JITCOガイドライン作成。アトム・ジャパン、研修生受入れ1万人を突破
2000年	3月 研修の対象職種拡大(49職種76作業) 10月～ KSD不正疑惑が浮上 古関忠男前KSD(及びアトム・ジャパン)理事長、小山孝雄議員らに対する背任容疑で東京地検特捜部がKSD本部などを家宅捜査、後に逮捕。

次に、研修生と技能実習生の比較を説明します。まず、目的は「技術を習得すること」ですが、実態は、研修生は研修という形で学生に近い在留資格を持っていますが、技能実習生は労働法が適用される労働者であることが分かります。したがって、給料について、技能実習生は最低賃金などが満たされなければいけないということになりますが、研修生は生活する実費をカバーするだけの「研修手当」が給付されます。さらに、残業が不可能とか、労災が適用できないといった制限があります。

技能実習生はかなり労働者に近くなっていますが、労働ビザと比較すれば制限があります。特に問題に

なるのは職業選択の自由がないところです。技能実習生は、原則として、今まで研修を受けていた企業でしか働くことができません。

研修生の受入れルートとしては幾つかあり、国の機関が受け入れる研修生が2割ぐらいを占めています(表2)。例えば、JICAとかAOTSが毎年1万人ぐらい受け入れています。そして、民間からは2種類に分かれ、JITCOの支援を受ける場合と、入管へ直接申請する機関を通す場合があり、後者は主には大企業です。JITCOの支援で受け入れる機関は3つ、つまり、企業単独型、そして事業協同組合や公益法人が受け入れる団体管理型、そして、

表2 研修生受け入れルート

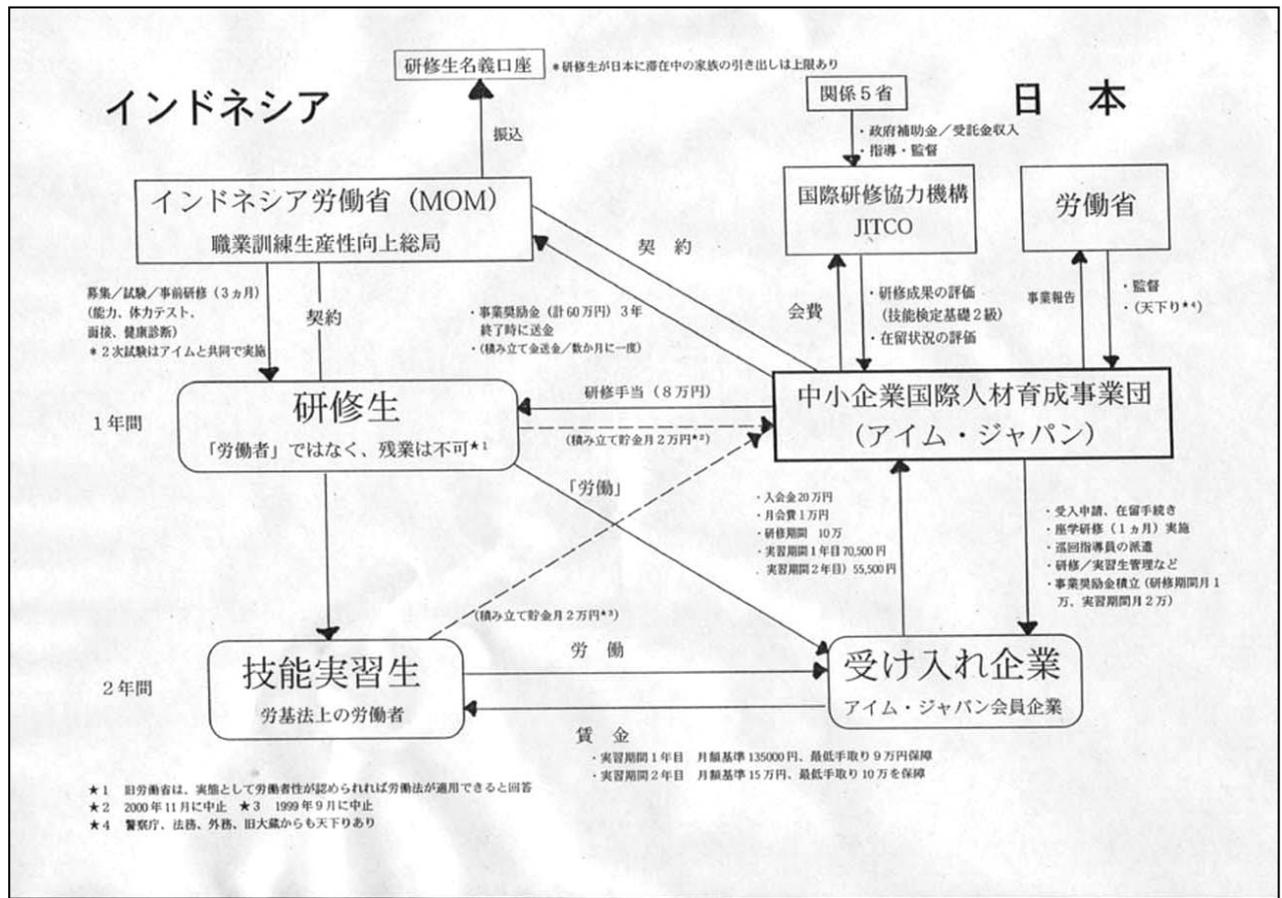
(出典：JITCO 白書2003年度版)

		人数	構成比
国の受け入れ (JICA、AOTSなど)		12,351	21.1%
JITCO支援	企業単独型	8,196	14.0%
	団体管理型 (事業協同組合、公益法人など)	29,064	49.7%
	JITCO推薦型	2,464	6.2%
入管直接申請		6,459	11.0%

JITCO推薦型に分かれます。前二者では、幾つかの条件を満たさなければいけません。JITCO推薦型は、その条件を満たさなくても研修生を受

け入れることができます。インドネシアからの研修生を受け入れるアイム・ジャパンは、JITCO推薦型の典型的な例です。

インドネシアの研修のほとんどがアイム・ジャパン経由ですから、JITCO推薦型について説明したいと思います。まず、渡日前には、インドネシア労働省がアイム・ジャパンのパートナーとして、インドネシアでの研修と研修生の試験をやっています。ここでよく指摘されていることですが、研修生はすでに「出稼ぎ労働者」という感覚が常にあり、試験をパスするためには、残念ながら、かなりの額を賄賂として渡さなければいけないという問題があります。



日本側の受入れシステムとしては、次のようになります。受入れ企業はアイム・ジャパンに入会金及び毎月の管理費やコンサルティング費用を支払います。アイム・ジャパンが研修生を送り込みます。アイム・ジャパンはJITCOの会員として会費を払い、その代わりに技能実習に進むための試験などを

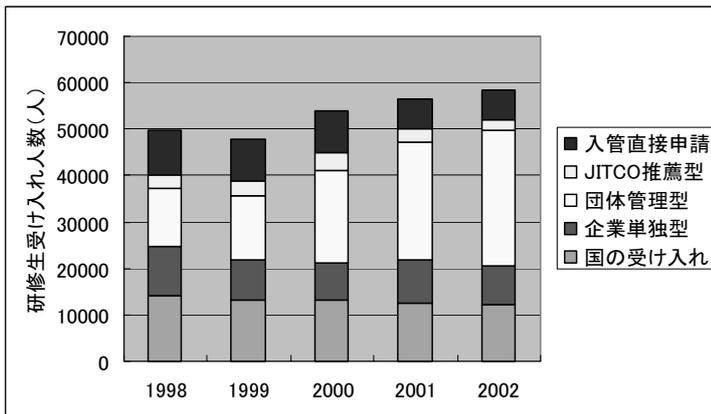
JITCOに実施してもらいます。監督としては労働省などがあります。

つまり、インドネシアの労働省の試験にパスした研修生が、インドネシアで6か月ぐらい研修を受けて、その後、受入れ企業に送られます。そして1年たったらJITCOからの試験を受けて技能実習生

に移ります。研修生のときは研修手当が企業からではなくアイム・ジャパンから直接もらうことになっており、技能実習生になったら賃金なので、企業から直接受け取ることになっています。このようなかなり複雑なシステムになっています。

図2 研修生受入れ状況

(出典：JITCO 白書2003年度版)



受入れ状況ですが、ここ5年間で最も増加しているのは、団体管理型といわれるJITCOの支援を受け入れている種類です。主に商工会や協同組合といった団体が受け入れています。非常にうまくいっていて、例えば岐阜県では既にそういう協同組合がたくさんできているから、もう作らないといった話が出たようです。

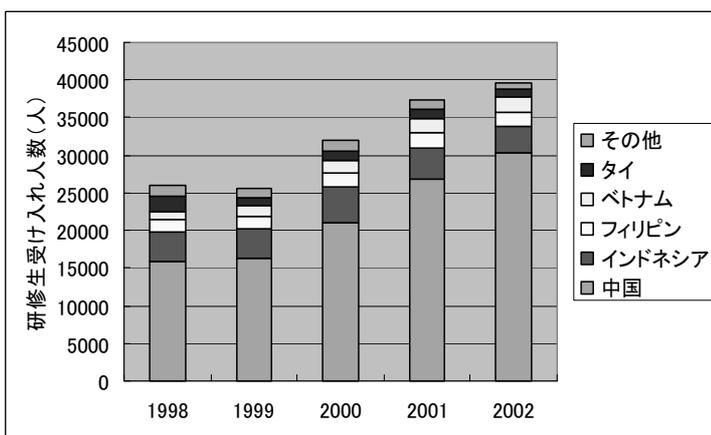


図3 国別送り出し状況

JITCO 支援ルートのみ

(出典：JITCO 白書2003年度版)

国別送り出し状況は中国がだんとつに多くて、しかも年々増えています。ほかの国はほぼ一定の割合を保っています。

ここから、外国人研修生にまつわる様々な問題を見ていきたいと思います。根本的な問題は、建前と本音の開きにあると思います。建前は今まで見たとおり、1つの技術移転を図るものですが、実態は単純労働であることが根本的にある矛盾だと思えます。インドネシア研修生に「実際に研修を受ける時間を守っていますか」と聞くと、ほとんどの人が「いいえ」と答えます。「研修ではなく働いています」という話をほとんどの研修生から聞いています。実際、彼らが働いている企業は中小零細企業で、技術移転を行う能力がない企業ばかりです。実際には日本人の若者が働きたくない企業で、彼らはその穴を埋める形になっています。職種も日本側の都合に合わせており、送り出し国には有用とは限らない職種があります。

具体的にどのような問題が起きているかといいますと、賃金の問題が最も多いです。特に1年目の研修生の期間では、研修手当が最低賃金を満たすという条件がないために、かなり低く抑えることができるわけで、企業にとっては非常に都合がよい制度です。JITCO白書の中でも最も多くの研修生が5~6万円ぐらいの研修手当を毎月もらっています。私が実際に見てきた現場では、毎月1万円しかもらっていないというある県のケースがありました。そして、彼らは非常に安い残業手当で働いています。残業手当を出すと労働者となるという理屈で、残業手当ではなく時間外研修手当という名目で、1時間200円ぐらいが支給されているだけです。また、何らかの名目で中間管理費などが毎月引かれています。

さらに、彼らが働いている中小零細企業では、安全装置がないところで装置を扱う人が多く、たまには事故が起こります。事故が起こっても、在留資格が労働ではないために労災が適用されない例を、今まで何回も見てきました。今、幾つかのケースで申請中ですが、労災適用の事例はまだありません。

最もやっかいなのは、送り出し機関に企業が支払う手数料が多額で、たまには研修生に支払う手よりも多いために、研修生を「買った」という意識が企業側にはあることです。それは差別や困り込む原因になると思います。本当は禁じられていますが、企業の工場で研修するはずの研修生が建設現場などにレンタルされるというケースがよくあります。

この状況が悪化しているのは、研修生自身には彼ら自身の権利が分からないようにしている仕組みにあります。例えば労働法の適用は分からないし、雇用契約も大体は日本語しか書かれていなくて、サインしないと帰国させられるという脅しで、分からないまま仕方なくサインさせられるという事例が多いです。

研修生を受け入れる企業が最も恐れているのは研修生が逃亡することです。同じような仕事をしているのに日本人の従業員に比べれば安い給料しかもらっていないし、不法滞在労働者に比べても非常に安いので、研修生の中には、受け入れる企業から逃亡して、どこかで不法滞在したいという人が常にいます。法務省はこのようリスクを一番警戒して、一定枠以上に逃亡者が出ると、その企業に受入れを許可しなくなります。そのために様々な逃亡の防止策が行われています。最も行われるのは全員から外国にいるときのアイデンティティであるパスポートを、合意書付きで保管します。しかし、その合意は強制的なものです。

AIM・ジャパンなどはやめましたが、毎月強制的に預金をさせられることがあります。その貯金は、帰国後に受け取れるという約束になっています。さらに、貯金を引き出さないようにするために、通帳や印鑑を企業が保管します。そして、渡日前から、「もし逃亡したら何百万ルピアの違約金を支払う」という誓約書を書かされ、その担保として卒業証明書や持ち家の所有証明書を保管されます。さらにもっと悪質企業では、外部との接触が非常に制限されているところが多いです。特に規模が小さい送り出し機関や、中国からのルートに非常に多いと聞いています。外出や携帯電話の禁止がこのような形でされています。

何か問題があると、強制帰国措置が最終的な問題

解決手段になっています。例えば斡旋企業が書類を偽造した場合、最終的に最も被害を被っているのは研修生自身です。送り出し機関に対してはせいぜい3年間の受入れ許可停止ですが、研修生は移籍が不可能なため、「インドネシアに帰れ」という脅しがよく使われ、研修生が我慢することで問題が表面化しにくい原因になっています。

最後に、これからの展望をお話したいと思います。今までの傾向を見ますと、これからさらなる規制緩和が行われるのではないかという気がします。例えば職種の拡大が検討されていますし、経済特区法案では、経済特区に設置される企業の研修生受入れ枠が非常に緩和されています。今年発表された経団連の案でも、今までは許可されていなかった夜間研修の許可も提案されています。現在、技能実習生は「特定活動」の在留ですが、新たに「技能実習」の在留資格が設置されようという動きがあるようですが、まだ詳細は明らかにされていません。在留資格の議論が表に出ていないことが最も問題だと思います。受入れ側当事者の都合だけで決めるのではないかという心配があります。

では、これからの展望に対して少し提言をさせていただきます。外国人研修生ネットワークの提言でもあります。

提言

- ◆ 法整備
- ◆ 一元的に対応できる責任ある政府機関
- ◆ 送り出し国への外交努力
- ◆ 状況把握のための抜き打ち調査
- ◆ 母国語の夜間相談窓口の設置
- ◆ 強制帰国措置の廃止、移籍の枠組み
- ◆ 研修制度を本来の目的に、本格的な労働ビザの検討を

まずは法整備です。今までに規制緩和が度重なって、研修生自身を保護する法が遅れているような気

がします。研修制度を管轄し、一元的に対応できる責任ある政府機関も必要だと思います。現状では罰則などの権限がないために、JITCOにも限界があります。そして、送り出し国にも様々な問題がありますので、送り出し機関にも外交努力や現地の協力を得て、問題を改善しなければいけないと思います。そして、抜き打ち調査など全面的なチェックが必要です。

JITCOには相談窓口がありますが、昼間しかやっていません。昼間は研修生が働いているので電話できないので、夜間の相談窓口の設置も必要ではないかと思います。強制帰国措置の廃止、他企業へも移籍が可能になる枠組みも提言したいと思います。最終的には、このように研修制度をごまかしながら拡張するのではなくて、もっと本格的な労働ビザの可能性をオープンに議論していけばよいのではないかと思います（拍手）。

パネルディスカッション

パネラー:宮島 喬

パネラー:イコ・プラムディオノ

進行:角田 英一(アジア21世紀奨学財団常務理事)

【角田】本日、宮島先生は移民国家の問題、イコさんは研修生の問題を取り上げていただきました。どちらも、日本の少子高齢化社会をどういう方向で運営していくのかという、これからの日本のビジョンと日本人の人権意識に大きくかかわってくる問題だと思います。

ここには留学生の方も多いですし、今西さんも僕も留学生のお世話をする財団の人間ですので、労働者や一般的な移民の問題だけではなく、さらには留学生の問題も含めて、ディスカッションができればと思っています。最初に、会場の皆さんを代表して、私から宮島先生とイコさんに1つ伺いたいと思います。

まず、宮島先生に伺いたいのですが、主に制度面のことについてご説明いただきましたが、一方で、外国人受入れという場合に、日本人の人権意識や外国人に対する意識が非常に大きな問題になってくるでしょう。意識といってもなかなか難しい問題ですが、実は私もフランスに長くいたのですが、外国人を受け入れる歴史文化が随分ヨーロッパと日本では違うのではないかと思います。そういう点から、移民あるいは外国人受入れの歴史的な面から見たヨーロッパと日本の違いという点で、簡単にお答えいただければと思います。

【宮島】私は、日本とヨーロッパはもちろん多くの違いはありますが、根本的にはそんなに違わないと

思っています。植民地統治の時期を持ち、その植民地現地民に対する一定のネガティブな態度を作り上げてきた点では、フランスやイギリス、あるいはオランダなど、過去に大国として植民地支配をした国と共通する面がかなりあると思っています。

ただ、その中でフランスという国は、フランス革命以来の「自由・平等・博愛」という理念を掲げる1つの伝統があり、人権問題に対して非常に感度の高い人たちがその社会で育っている。したがって、植民地統治のときにも、それに対して批判や抵抗をした人がフランスの中にもいました。

日本の場合には朝鮮半島の支配、あるいは中国の一部の支配を行ないました。最初はアジアに対する西欧列強の支配からアジアを守るのだという意識もありましたが、次第にそれが日本中心のナショナリズムに変わり、そこから隣国に迷惑をかけてきた。しかし、ヨーロッパの国についても、ドイツのナチスの侵略、フランスのアルジェリア統治の問題等々が、今でも過去の傷として残っているわけです。

残念ながら、日本の場合、戦後の長い間単一民族観の中で生きてきました。むしろ戦前の日本人の方が多民族的状況を意識していたのではないかと思います。最近の説もあるくらいです。中曽根首相の時期くらいまでの日本は、本当に単一民族意識の中におりました。

日本の国内に外国人がいることに気がつかない、いても気がつかない、あるいはいても知らぬ振りを



するという、目に見えないマイノリティだったということもあると思います。そして、そのときに非常に同化主義的な扱いをしてしまった。ですから、在日韓国人の方の中には、日本語をかんぺきにマスターしている代わりに、自分たちの母国語はしゃべれなくなったという存在を生み出してしまった。

ようやく80年代の終わりぐらいから日本は少し変わってきた。むしろこれは、肌の色が違うとか、言葉が違うという、異質な方々が入ってきたことによって少し目覚めた部分があります。その中で遅ればせながら少しずつ人権の問題についての意識も出てきました。その頃から、ヨーロッパの経験がいろいろ入ってくることによって、ヨーロッパに習って変わらなければいけないのではないかという意識も出てきました。今のところはそのように思っています。

【角田】「単一民族」という錯覚、それに基づく同化政策が、まだまだ我々の頭の中にも残っているのではないかというご指摘でしたが、80年代からそれは変わりつつあるという希望もあるように伺いました。ありがとうございました。

続いてイコさん、先ほど日本の外国人研修受入れ制度の中で、もう少しご説明いただいたら皆さんに分かりやすいのではないかと思いますのは、KSDとアイム・ジャパンがどういう関係になっているのか、その構造をお話しされると流れが全部分かってくるのではないかと思います。この関係が分からないと皆さんもこの点が不明確になるのではないかと思いますので、簡単にご説明いただけますでしょうか。

【イコ】2000年ごろにはかなりマスメディアに報道されましたので意図的に省略しましたが、当時の報道からも分かりますように、KSDの理事長である古関は同時にアイム・ジャパンの設立者であって理事長だったのです。KSDはもともと中小企業の経営者が集まっている協同組合のようなものですが、もう1つの成長分野として研修生を受け入れることを古関自身が思いつきました。その事業を軌道に乗せるために、小山議員ら政界に働きかけてアイ

ム・ジャパンに有利になるように様々なことをしたようです。発覚して小山議員が逮捕された原因になったのは、ある国会で技能実習制度の期間が1年だったものを2年に延長するように質問したとき、それを古関理事長が小山議員に裏で何らかのお金を渡したということです。

【角田】KSDというのは今でも存在しますが、中小企業の経営者の団体です。政治的な団体でもあり、金融面の様々なサービス、あるいは中小企業のコンサルティングなど、幅広くやっている社団法人です。アイム・ジャパンそのものが、こういった中小企業の経営者たちの要望を満たすという形で、労働者を供給することを前提にして研修制度を作ったというのが成り立ちです。ですから、JICAやAOTSがやっている研修とは全く違う発想から出ていることを、構造的にご理解いただけたのではないかと思います。

では、フロアの方々からの質問を受けたいと思います。

【田尻】龍谷大学の田尻と申します。日本語教育をやっています。1つは先ほどのお話にもでました外国人の子供の教育についてご意見を伺いたいです。もう1つは緊急な問題ですが、東京都はかなり日本語学校に厳しい状況です。数日前に名古屋入管がすごく厳しい状況を大学の日本語別科、日本語学校に出したのですが、留学生を締め出しにかかるような動きがあるようです。それについて、ご意見を伺いたいです。

【宮島】外国人の子供の教育に関しては私の課題になっています。一言で申しまして、外国人の子供に対してどのような方法で、あるいはどのような理念の下に、教育を提供するかということについて、現在のところ、文部省は、ほとんどこれといった施策を出していません。日本語の学校に適応させる、あるいは日本語を習得させるということ以外の積極的な理念がないものですから、その結果として日本の学校についていけない、あるいは日本の学校にむしろ怨念を感じて学校を辞めていく子供たちが非常に

増えているという事実があります。特にブラジル人を中心に、日本の学校に来ない子供が4割にも達しているというのが、愛知県などの実情です。

これに対してどのようなことを我々は考えていくべきなのか。これは非常に奥の深い大きな問題ですが、外国人の子供たちの文化的な違い、出身文化の違いが教育に対してどういう問題を投げかけているかということの分析が必要です。その場合に、日本人を作るための教育でよいのだろうかということを考えなければいけないと思います。私は日本国民のための教育ではなくて市民のための教育、もっと言えば、地球市民のための教育という考え方のもとにカリキュラムなどを再編成しなくてははいけないのではないかと思います。

それから、今の学校教育は、異なった言語能力を持った子供たちが、その言語能力を生かせず、逆にだんだんそれを失っていくような状況になっています。スペイン語が話せたり、中国語が話せたり、ポルトガル語が話せる子供たちに対して、そういう能力を複数の基準で多面的に評価するという教育の在り方を切望します。そういうことを現場で少しずつやっていたら先生もいますが、日本の現在の文科省の政策の中にはそういう考え方はほとんどありません。

2番目の質問は、中国人の学生が多く学んでいる日本語学校でしょうか。

【田尻】東京都は就学生だったのですが、名古屋入管の場合は大学の日本語別科、日本語学校まで全部セットにして、非常に厳しい状況です。

【宮島】それは残念ながらよく存じません。名古屋入管のことで話題になりますのは、最近、日系人が割に永住許可を取っていることです。もし、重要なことでしたら少しご説明いただいたほうがよいかもしれません。

【田尻】東京都の処置に対するご意見をぜひ伺いたいです。名古屋入管の場合は基本的には大学も含めて、日本語能力と経費支弁能力の必要性を非常に強調しました。従来も、一度問題を起こした大学や日

本語学校には厳しい審査をするということはありませんでしたが、今、日本にいる学生たちのビザの延長のときにびっくりするようなことが起きたのです。過去3年間の仕送りの証明書がないとビザが延長できない。これは単純な話、中国の場合はできないということになります。そういう書類、そして実際の経費支弁能力の証明書を出さない限り、ビザの延長を出さないということは、本当にショッキングでした。これはどこかで戦わないと大変なことになりそうだという気がしています。

【宮島】ありがとうございました。では、私も注意してみたいと思います。

【角田】子供の教育に関しては、日本に来た外国人の子供をどう教育するかというポリシーがないということでした。「日本人になる教育」から「市民になる教育」、あるいは「地球市民になる教育」という転換が日本人の子供のためにも必要ではないかという指摘はごもっともだと思います。

また、我々が非常に深くかかわる留学生の、現在のビザ更新の問題などは、ちょっと驚くような話を伺いましたが、これも我々の視点からみれば、留学生政策に全くポリシーがなく、目標の10万人を達成してしまったので、問題が起こればまた蛇口を閉めるという、単純な発想の下に、このような非人間的なことが行われているということではないでしょうか。

【李恩民】SGRA会員で桜美林大学の李恩民と申します。私は中国から参りまして10年以上滞在しています。先生に、移民国家の基準を伺いたいと思います。例えば外国人が大体何パーセントぐらいになったら移民国家になるのでしょうか。先ほど先生がおっしゃった少子高齢化社会になるというのは必然的でやむをえないと思いますが、外国人を積極的に受け入れるということは、日本にとってどういうことなのでしょう。政治家はよく国益という言葉を使いますが、外国人を多く受け入れるということは果たして日本の国益かどうか。先生はどのようにお考えでしょうか。少子化社会ですから、外国人労

働者を受け入れるのはやむをえない。ただし、受け入れるのは労働者だけではなく、実はいろいろな問題も入ってきます。

次に、イコさんに、インドネシアの研修生のことに関して伺いたいと思います。制度的には日本側にいろいろな問題があります。ただし、実際には中国の例から見ても、研修生自身にもいろいろな問題があり、パスポートの強制管理などが起こっています。あなたから見ると研修生自身にはどのような問題があるのでしょうか。研修生からどのような悩みをお聞きになっているのでしょうか。

【宮島】第1の質問は、「移民国」という言葉を仮に使いましたが、これには量的な基準はありません。私が言っていることはそういうことではなくて、その国の制度や法律や人々の意識が、入ってきた人々が定住していったときに、それを社会のメンバーとして受け入れて認めていくようになっているかどうかということです。例えばドイツは長い間、我々は移民国ではないと言ってきましたが、1999年に法律を改正して出生地主義の国籍法を一部導入しました。そして、今では「ドイツは移民国である」というようになりました。一部の学者だけでなく、政治家もそういうようになりました。そういう制度の問題、制度の基礎にある理念の問題として考えたいと思いますが、そういうことは外国人の定住者が一定の数に達しなければそういう理念の転換も起こりません。そういう意味では数は重要だと思います。

「国益のためではないか」という2番目のご質問はなかなか厳しいご指摘だと思います。国益とは何かという議論はここではしません。これだけ日本の将来の人口問題が憂慮されているのに、どうしてこんなに外国人の受入れのことを議論しないのだろうか、私はむしろ不思議な気持ちがあるのです。例えば厚生労働省はいまだに省内の議論で、外国人の受入れによって高齢化・少子化を乗り切るということはともに議論されず、避ける雰囲気があります。それは余りに狭いナショナリズムで、しかもそれは自分たちの手足を縛っているのではないかと。もう少し自然な見方をして、例えば中国から研修生が来る、韓国から来る、この人たちは同じ人間だし、

日本で慣れてくれば日本人と同じように働けるのではないかと。むしろ、ボーダレスな思考からそういうことを申し上げたい。国益論と映るかもしれませんが、私はそのように考えています。人は外国人であれ、その社会になじんできて、人間として接してみれば余り変わりがないという自分の人生哲学みたいなものに少し関係があります。

ただ、今後どのような姿勢で外国人を受け入れるかというときに、もう1つ国益とは違うレベルの受入れ、つまり、難民の問題があります。難民は国益や経済的な利益と結びつけてはいけないうえ、その思考が日本の場合に弱いことは確かです。例えば、難民をなぜ受け入れるのかということの説明しないと分からないというか、分かれようとしなくて多いです。

【イコ】インドネシア人研修生自身がどのような悩みを持っているかというご質問ですが、確かに労働環境以外に異文化との交流に様々な悩みがあります。実際には日本に来る前に、AIM・ジャパンの場合には6か月の現地の研修がありますが、そこで日本語以外に文化についてもいろいろ学んでいるはずですが、しかし、それでも彼らに教えているのは、どうやって上司に対してあいさつをするかなど非常にプラクティカルな面だけで、実際に生活するのに必要な適応能力は余り教えていないような気がします。

日本に来てからいろいろな問題が起こり、サポート体制もないので、結局、彼らが頼っているのは先輩たちになっています。そこで、彼らの中にもキセルや無免許運転など犯罪ぎりぎりのことをやっている人も出てくるわけです。きちんとした指導がないために、そのようなことが起きていると思います。また、インドネシアではイスラム教徒が多いのですが、日本では宗教に対しては無関心なので、食べ物や礼拝のことで会社や周りの人間と衝突が起きることが多いです。

【都築】SGRA会員の都築と申します。長いこと研究員の受入れとか、あるいは留学生、日本語教育などに携わってきましたが、宮島先生に入管法についてご意見をお伺いしたいと思います。移民という

問題が、入管法の「日本に来た外国人は本国へ帰るのだ」という根本精神でいろいろなことが全部規定されている。永住や帰化というのはほんのレアケースとしてしか考えていない。かつて、日本からブラジルやペルーへ移民した時、相手の国も「移民者は自分の国の人間になってくれ」ということで入管法というものが成立した。そういうわけで、日本の国の人間になってくれとって受け入れるようなケースを考えた入管法の精神を根底にしなければならないのではないのかと考えています。

それからもう1つ、イコ先生のご発表についてですが、研修生問題は非常に実地調査が難しく、研修受入れの企業になかなか立ち入れない。よくここまで事例をお調べになったと大変敬意を表します。しかし、問題は労働力の拡充を実務研修生や研修生という枠で受け入れていることで、これも入管法にかかわってくるわけです。入管法にかかわってくる問題と中小企業の現場の労働力と、このギャップが余りにもかい離しています。それも無理やりあまいな機関を通して、送り出し側に対してもきちっと説明をしていない。それから、来る人間も日本へ行けばそのまま在住して大学に入りたいとか、日本語の勉強をしたいとか考えている。具体的な例として、ある大企業に世話をした研修生が、既に本国を出発前に日本にいる友人や親戚に十分に連絡を取って、現地の工場に着いた翌日に全部東京へ逃げたということを経験しています。

やはりこれは労働力としての入国か、あるいは研修、技能習得かをはっきりさせなければならない。そういう点から、インドネシアの問題に長く携わったイコさんに、日本で技能研修をして帰った研修生が本国でどのように受け入れられて活躍しているか、そういう意味でこの制度が成功しているか、有効に機能しているかということについてお伺いしたいと思います。

【イコ】ご指摘のとおり、建前と本音のかい離が根本的な問題になっています。インドネシアに帰った研修生がどこで活躍するかは確かに研修制度の成否の鍵を握っていると思います。しかし、実際には、帰国した研修生たちの中で、そのまま日本で学んだ

技術などを生かされると答えた人はほとんどいません。日系企業に就職できた人は約4割しかいません。残りの6割の多くは日本にまた戻りたいと考えています。面白いことに日本に戻ってまた研修生としてやっていきたいかと聞くと、もう研修生はやりたくないというのが彼らの答えです。

【宮島】現在の入管法がポツダム政令みたいな形でもってできたころには、全く日本に外国人が入ってくることを想定していませんでした。在日の方々が外国人として1952年から数十万滞在されていますが、おっしゃるとおりで、日本は外国人を受け入れる国ではなかったのです。70年代の初めまで、まだ南米への移民船が出ていたのですから。その後、社会は変化し、人々の意識も徐々に変わってきた。

ただ、法律というものはいったんでき上がりますと、変えることについてはとてもそれに抵抗する力が強いのです。例えば、法務省が法制審議会の答申に基づいて、男性と女性の結婚最低年齢を同じにする、夫婦別姓を認める民法改正を1994年に提案しましたが実現しない。入管関係の法制を整えるのもなかなか難しいのです。ただ、そういうことと並行して、日本は「国際人権規約」を批准する、「難民条約」に加盟する、といった形で国際的な条約に参加してきました。ですから、一方でどちらかという閉鎖的な入管法を持ちながら、他方で人権の問題への取り組みを認めることをしてきて、本当に矛盾の中にあります。入管法についてはおっしゃるとおりですが、少しずつその運用は変わってきたのではないかと。

【角田】最後にこのまま終わってはいけない議論が1つあると思うのです。これからどんどん移民が促進されるだろうし、外国人が来るであろうという前提で、それをどう迎えるかということ議論しているわけですが、一方で、マスコミをにぎわしているとおり、元留学生や外国人研修生の犯罪が非常に大きな問題になってきています。これをちょっとでも論じておかないと、どうしても片手落ちになるのではないかと思います。今、正に日本で起こっている

問題についてのご意見ご質問のある方がいらっしゃいましたら伺いたいと思います。

【旗手】外国人問題をやっている旗手と申します。外国人犯罪については私自身も10年以上前から関心をもっておりますが、警察庁の発表の仕方、マスコミのある意味で全然批判性のない報道の垂れ流しによって、随分、外国人犯罪について実像と違う印象が世間に広まっていると思っています。最近、それが非常に高じてきている状況があるかと思っています。突破口を開いた人としては、石原都知事が非常に問題であろうと思っていますが。

皆さんは、今から私が言う数字を聞くとびっくりすると思います。印象と実像の違いをしっかりと頭に置いて欲しいと思います。外国人の犯罪の問題を論じる場合に、外国人犯罪といっても刑法犯、普通という意味の犯罪の部分と、特別法犯という枠組みでくくっている犯罪があります。特別法犯の方には入管法違反などが入っています。オーバーステイをしているだけでそこにカウントされてしまいます。オーバーステイも犯罪ではないかという言い方もあるかもしれませんが、実質的な犯罪という意味からいうと、大分違う。刑法犯で比較する方が日本人と外国人を比較する場合に、同じ土俵で比較できると思います。

刑法犯についてですが、10年前の93年には日本全体で在日外国人の刑法犯の検挙人員が7276名でした。10年後、今年の警察発表では非常に外国人犯罪が増えたといわれていますが、7609人です。10年間にパーセンテージでどれくらいになるのか分かりませんが、400人ぐらいの増加で、ほぼ横ばいといっていい状態なのです。実はその数字の真ん中の98年は5382人ということで、93年から2000人近く落ち込んでいます。それが実情です。だから、大ざっぱに言ってほぼ横ばいです。その間に外国人の入国者数は増えていますし、永住登録の外国人もずっと増え続けているわけです。その比率から比べれば外国人犯罪は決して急増などはしていません。それが実情です。ところが、一般のマスコミの報道を見ていると、常に急増、凶悪犯がどんどん増えている、東京なんかとんでもない

ことになっているということになっている。東京では凶悪犯はほんのわずかしきません。私の記憶では何十の単位ぐらいだったと思います。

どういふことでそういう印象を持たれるかという、一貫した警察庁の発表の仕方があります。余り全体として変化がないときは、一けたなり、二けたぐらいの変化でも率としてもものすごく大きくなるような部分だけを取り上げて、そこに焦点を当てて、ものすごく増えているという印象を作る。あるいは、例えば10年前や5年前と比較して、この部分はこのくらい増えているという言い方をするなど、常に増えている部分だけにしか焦点を当てない発表の仕方をしてしています。今回の「警察白書」を見ても、刑法犯の検挙人員の数字については、増えたところだけ図表に入っています。そのようなことで、印象と実像は非常に違うということを意識して犯罪報道を読んでいただきたいと思います。

【角田】全くおっしゃるとおりだと思います。80年代にフランスの社会党政権の下でいろいろな改革が行われたのですが、そのときフランス人の犯罪率の増加よりも移民の犯罪率の増加の方が低かった、という報道とは全く違ったというレポートを読んだことがあります。どこまでが事実で、どうなのかということとはなかなか分かりませんが、少なくともマスコミ報道を冷静に読むという、こちらの姿勢が絶対に必要ではないかと痛感いたしました。

【李鋼哲】SGRA研究員の李鋼哲と申します。私が最後に言いたいのは、全体的にもっとポジティブに考える思考も必要ではないかということです。私が日本に来て感じていることですが、90年以後、日本は確かに外国に対してオープンになったと思います。そこで、日本の社会で外国人がどれほど貢献しているかということも考える必要はないのでしょうか。そういう積極的な、ポジティブな考え方に基づいて、これからの日本の移民政策や移民の戦略を考える必要があるのではないかと思います。

また、日本人口の流出と流入の問題を同時に考える必要があるのではないかと思います。私が調べたところでは、日本人で定住あるいは永住として海外

に流出しているのが80～90万人ぐらいで、かなり多い。流出と流入を合わせて考えたら、日本国民に対する宣伝においても非常に有効ではないかと思えます。今は特にボーダレス化時代になって、相互経済依存関係も深まって、ものすごく海外にも行っている。中国も最近では永住権まで出すことになって、日本人も永住権を取る方がいる。この数年間で、中国で長期滞在している韓国人も20～30万人に増加しています。特に東アジア地域での人口の移動は双方向で流れているというところに着目すべきではないでしょうか。

そこで簡単な提言ですが、例えば今日は留学生のことにはあまり触れていませんが、これを日本の資源として活用する。これは日本の国益を考える上でも非常に必要な視点ではないか。そういう意味で例えば留学期間の4年間あるいは6年間のビザが保障され、学位取得者に自然に永住権などを与えれば良いのではないか。この人たちが帰らないとは限らない、私の知っている友達は日本で永住ビザを取って中国に帰ってビジネスをします。そうでないと、なかなか日本との行き来が難しい。こういうケースがたくさんあるのです。このような人たちを日本とアジア、あるいは日本とほかの国とのブリッジとして活用する発想で考えるべきではないか。永住権を与えたら、かえって自分の国に帰る人が増えるかもしれません（笑）。

さらに、日本の少子高齢化ですが、高齢者をもっと知的資源の一環として、何らかの形で途上国を支援する方向で活用することも考えるべきではないでしょうか。そこに日本のODAをうまく組み込んでいく。日本では今、50代や60代の仕事をしなくてもできない人がたくさんいます。この人たちはいろいろな知識や技術を身に付けています。この人たちを海外へ派遣し、いろいろな知的支援をするというようなことも考えるべきではないかと思えます。

【角田】ご趣旨はよく分かりました。かなり時間も超過してしまいましたので、この辺で終わりしたいと思います。先生、イコさん、最後に一言お願いします。

【宮島】今日はいろいろなご意見を伺いまして、ありがとうございました。私もボーダレスにももの考える方ですが、日本から出ていった在留邦人は95万人ぐらいです。この方々がその国ではどう受け入れられているかという問題を同じように考えなければいけないし、そこから帰ってくる帰国子女、ほとんど外国人のような人たちが帰ってくる。これをどう受け入れるかも大変重要な問題だと思っています。

【イコ】今日はオープンな議論ができて本当にうれしく思っています。実際に研修生たちと接してみると、本当はもっと日本人と様々な形で交流したいと思っている人が多いです。しかし、実際に彼ら自身がそういう研修生という身分に劣等感をもっている。研修生ということだけで劣等感を持たなければならない環境を変えられればよいと思います。

【角田】ありがとうございました。これで終わりにいたしますが、今日、伺っていて1つ感想を持ちました。先ほどから国益か否か、人を入れるか入れないかという議論をしていますが、人類が生まれてから20万年の歴史をもし1時間に縮小して人類の動きを見たら、アメイバーのような動きなのです。結局、人類はホモモビリティスというか、動く生命体であって、よりよい環境の中に自分が移っていくというのは生命体として当たり前の動きなのです。しかも、移民を受け入れるかどうかという議論そのものが、国民国家、ネーションステーツができて以降の発想なのではないか。それはたかだか20万年の歴史の中の一瞬の一コマだということも考えながらやらないといけない。受け入れるとか受け入れられる、国益かどうかという議論以前に、そういう部分もあるということを踏まえながらどういう対応をするかということを考えなければいけないのではないかと、私の締めくくりの言葉とさせていただきますと思います。

今日は本当に、宮島先生、イコさん、会場の方々、ありがとうございました。（拍手）

講師略歴

■ 宮島 喬 (みやじま・たかし)

1940年東京都生まれ。東京大学卒業、同大学院社会学研究科に学ぶ。フランス政府給費留学生(1971-73年)。お茶の水女子大助教授、教授を経て、1995年より立教大学教授。この間、1982-83年 フランス社会科学高等研究員客員教授。専攻 社会学。代表訳著書に、デュルケーム「自殺論」中公文庫(1985/09)中央公論社、「ひとつのヨーロッパいくつものヨーロッパー周辺の視点から」(1992/04)東京大学出版会、「現代日本人の生のゆくえ—つながりと自律」共著(2003/02)藤原書店、「共に生きられる日本へ—外国人施策とその課題」有斐閣選書(2003/03)、「海外における日本人、日本のなかの外国人—グローバルな移民流動とエスノスケープ」共著(2003/03)昭和堂、など多数。

■ Iko Pramudiono (イコ・プラムディオノ)

インドネシア出身。1998年東京大学工学部電子工学科卒業 2000年同工学研究科修士課程修了・電子情報工学専攻。現在、同専攻博士課程在籍。研究分野：データベース、ウェブマイニングと大規模並列処理。2003年東京大学生産技術研究所リサーチアシスタント。1999年外国人研修生ネットワークの一員として研修生問題に取り組み、2000年インドネシア研修生相談フォーラム(FKTI)設立、以降代表としてインドネシア人研修生を中心にアドボカシー活動に従事。SGRA研究員。

■ 角田英一 (つのだ・えいいち)

学習院大学卒業。INODEP(Paris)研究所研修員。FAO(国連・食糧農業機構)Action for Development Project, Assistant Coordinator、アジア21世紀奨学財団の設立に参画。財団法人アジア21世紀奨学財団常務理事・事務局長。SGRA「人的資源と技術移転」研究チーム顧問

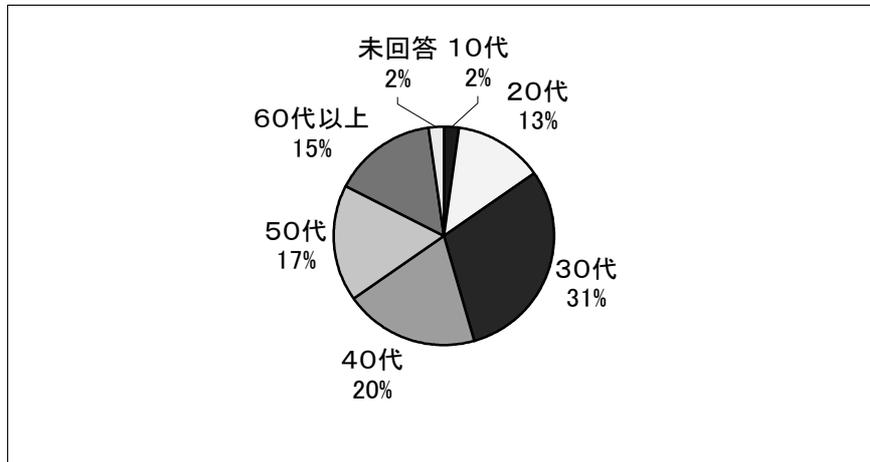
■ 徐 向東 (Xu Xiangdong /じょ・こうとう)

中国大連生まれ。北京外国大学、北京日本学研究センター(修士課程)、立教大学短期留学、北京外国語大学専任講師などを経て、96年に立教大学博士課程に留学し、博士(社会学)学位取得。日本労働研究機構情報研究員、中央大学兼任講師などを経て、現在、日経リサーチ主任研究員、専修大学兼任講師。主要著作：「中国における人的資源の形成と日本企業の技術移転—異文化組織における知の移転、共有と創造のメカニズムの探求」(立教大学博士学位論文、2001年)、「現地化する中国進出日系企業」新評論、2003年(共著)など。SGRA「人的資源と技術移転」研究チームチーフ。

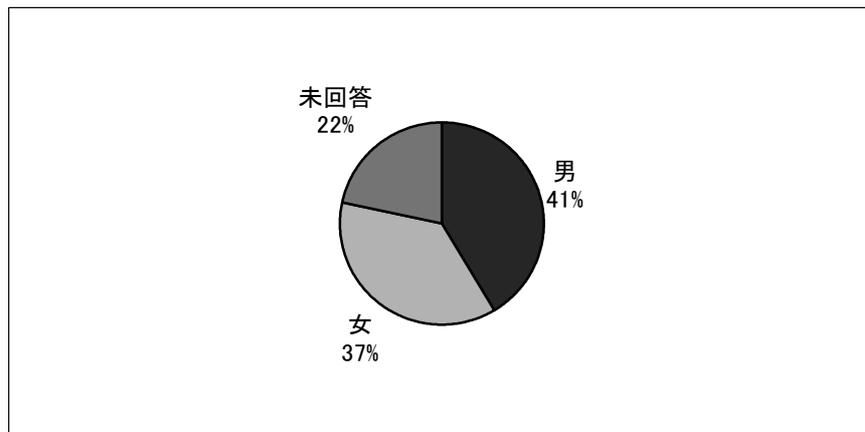
第13回SGRAフォーラム
「日本は外国人をどう受け入れるべきか―「共生」をキーワードとして―
テーマアンケート結果

0. 回答者について（該当する項目の□に✓してください）

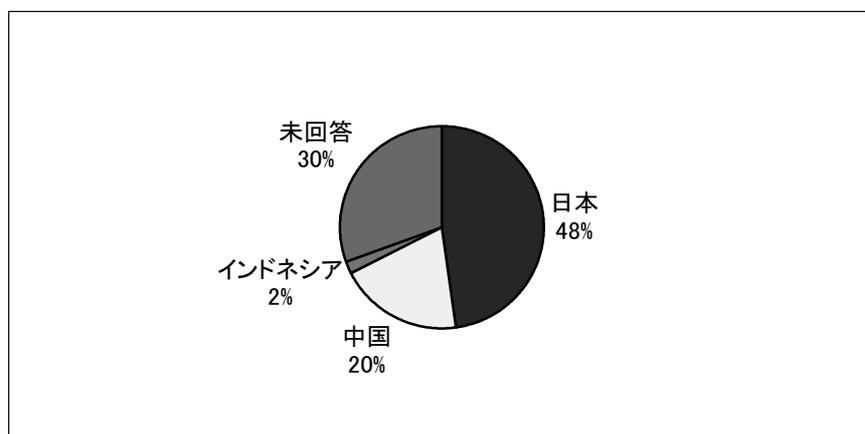
年齢：



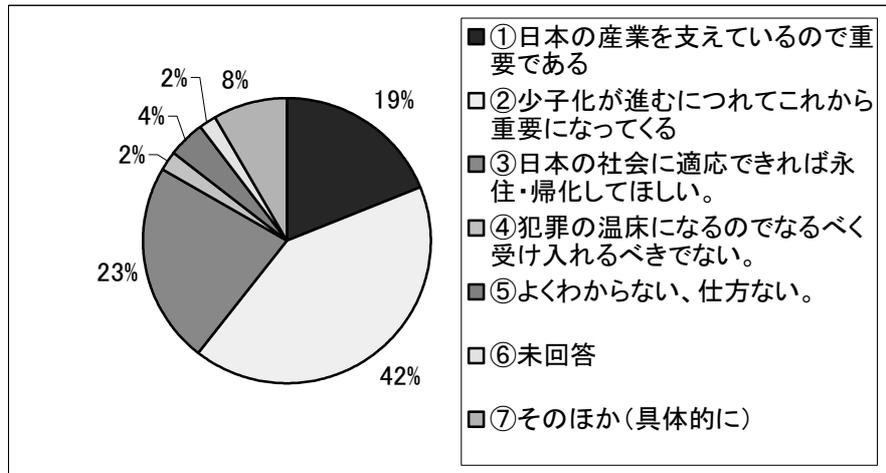
性別：



出身国：



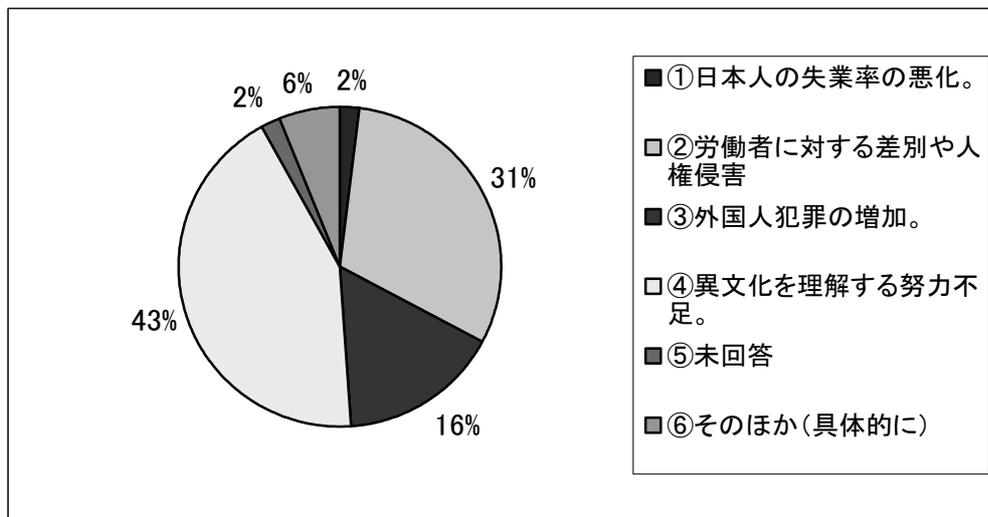
1. 日本に入ってくる外国人出稼ぎ労働者についてどう思いますか。(一番あてはまる項ひとつだけに✓してください)



□ そのほか(具体的に)

- ・グローバル化のなかで、外国人をどのようにソフトランディングで受け入れていくかが問題。
- ・出稼ぎであっても(将来帰国)結果的に永住、帰化になるとしても良いと思う。いずれにせよ関係各方面において受け入れの仕組みの整備が急務。
- ・社会の一員として互いに尊重すべき。
- ・受け入れるのなら法整備、政策作りをして受け入れ側も意識を変える必要がある。

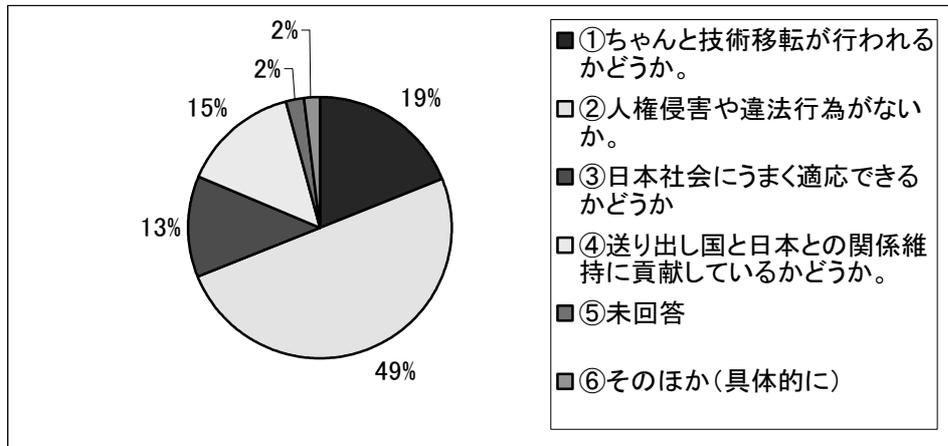
2. 日本は外国からの出稼ぎ労働者受け入れるにあたってどのようなことに注意しなければならないのですか。(一番あてはまる項ひとつだけに✓してください)



□ そのほか(具体的に)

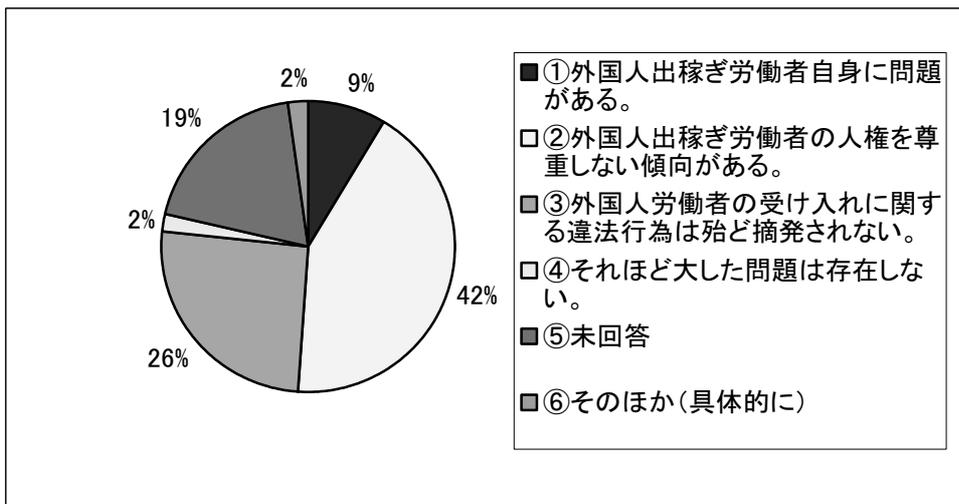
- ・誰にでも門戸を開くのではなく、業種や資格を厳密に審査する。
- ・外国人労働者をどういうスタンスで(立場で)受け入れるのか彼らの権利(政治的社会的)を明確にすること
- ・受け入れるのなら法整備、政策作りをして受け入れ側も意識を変える必要がある。

3. 外国人研修生に対してどのようなことに注意しなければならないのですか。(一番あてはまる項ひとつだけに✓してください)



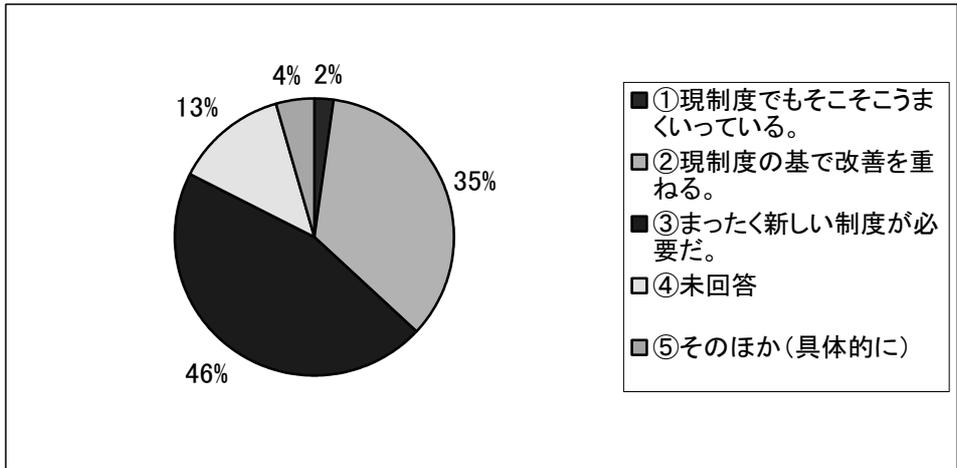
- その他(具体的に)
- ・建前を捨てて本当の部分を整備すべき

4. 外国人出稼ぎ労働者の受け入れに差別や違法行為が多く見られるのはなぜだと思いますか。(一番あてはまる項ひとつだけに✓してください)



- その他(具体的に)
- ・差別、人権侵害を引き起こす制度法律がある

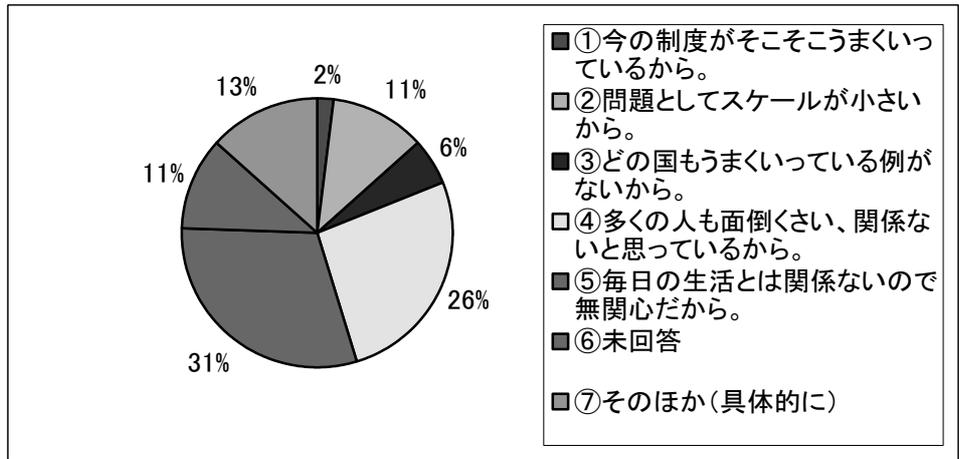
5. 日本はこれから外国からの出稼ぎ労働者受け入れ政策についてどうすべきだと思いますか。(一番あてはまる項ひとつだけに✓してください)



そのほか(具体的に)

- ・「出稼ぎ」という言葉で政策を捉えているのではおかしい。(質問の仕方として)
- ・自身に知識が不足しているのでコメントできない。

6. 日本では今まで外国人出稼ぎ労働者受け入れについて真剣な議論がなかった理由は何かと思いませんか。(複数でも可)



そのほか(具体的に)

- ・日本人の中には外国人出稼ぎを受け入れたくないという意識が強く、出稼ぎ労働者の必要を認識していないから。
- ・人権意識が低いから
- ・単一民族性で、外国人を受け入れる社会環境が不整備
- ・70万人以上と推定される外国人労働者に3K労働をさせながら正面からの受け入れ論議がきちんとされなかったのは、裏口からの受け入れの方が不要になったときに切り捨てやすく、また劣悪な労働条件にも我慢させることができるからだ。
- ・受け入れ企業やこの制度に係わる政府、機関が出来るだけ議論を避けようとしているのでは？利権の絡む政治家、政府の官僚たちは、真剣にこの問題を直面していない。知識人階級は、この問題を

真剣に討議していない。日本人自身の危機意識が少ない。

- ・見て見ぬふりをしてきた政治家の存在があると思います。国民も問題意識がそれほど高くない。

7. ご質問やご意見がありましたら、以下の空欄にお書きください。

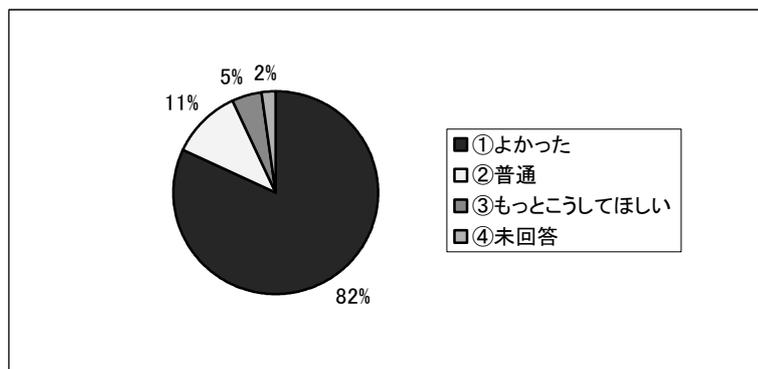
- ・このアンケート内容は一寸偏りすぎ。もう少し大所高所からのアンケートにすべき
- ・やはり一般の人の中に理解がない或いはわかろうという意思がないと思う。あるいは他人事と思っている姿勢があるのかもしれない。研修生の問題に関してはひどい人権侵害が起きているのにそれが問題視されないのか報道すらされないのは問題。あと、入管法については適用の問題がある。個々人の事情をくまらず一律に適用しているかにみえるところが問題。自分なりに取り組みたい点が見えてきたので非常に良かった。
- ・最後の時間、各人の不満を言う場となってしまうていた。どういう質問をするのか全体としての質問を求めるべきです。

ご協力ありがとうございました。

第13回 SGRA フォーラム
「日本は外国人をどう受け入れるべきかー共生をキーワードとしてー」に参加して
フォーラム・フィードバック・アンケート結果

I. 本日のプログラムについて

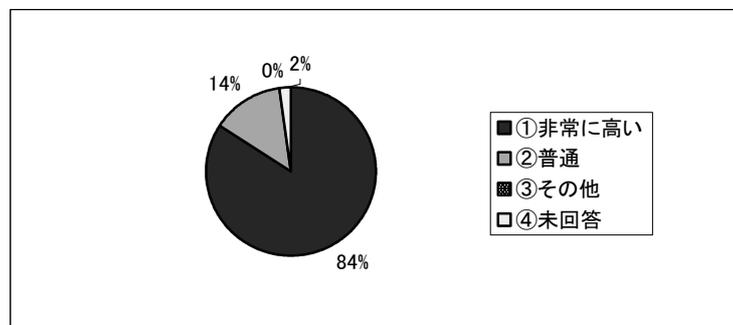
(1) プログラム全般について



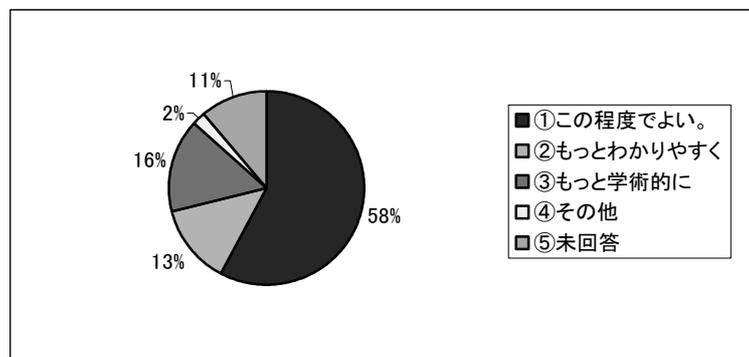
○もっとこうしてほしい（具体的に）

- ・ 暗い
- ・ もう少し発表者の持ち時間が長いほうが良い。

(2) テーマへの関心について



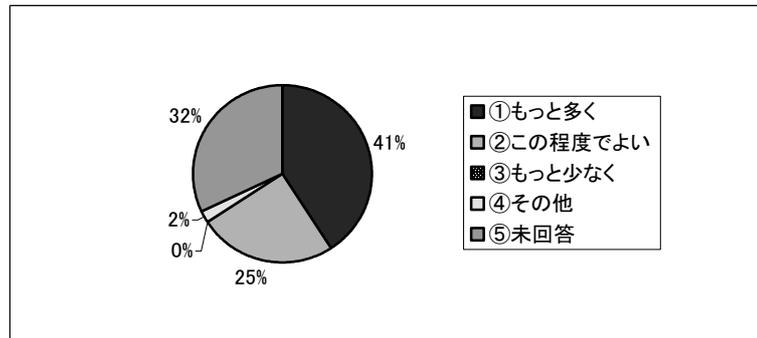
(3) 発表内容について



○その他（具体的に）

- ・ 詳しいデータをパワーポイント以外に配ってほしい

(4)意見交換について

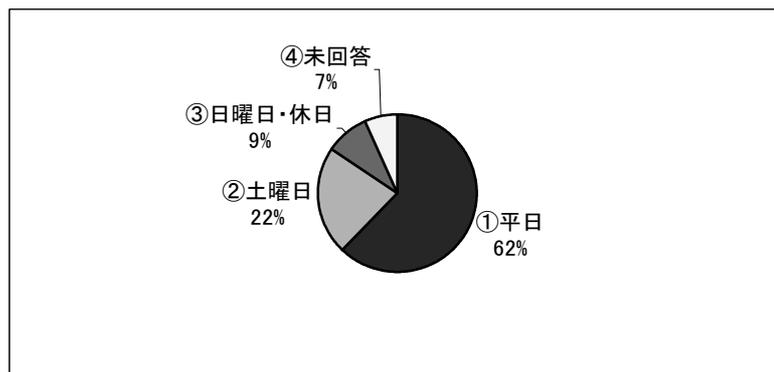


○その他(具体的に)
・分科会にしてほしい

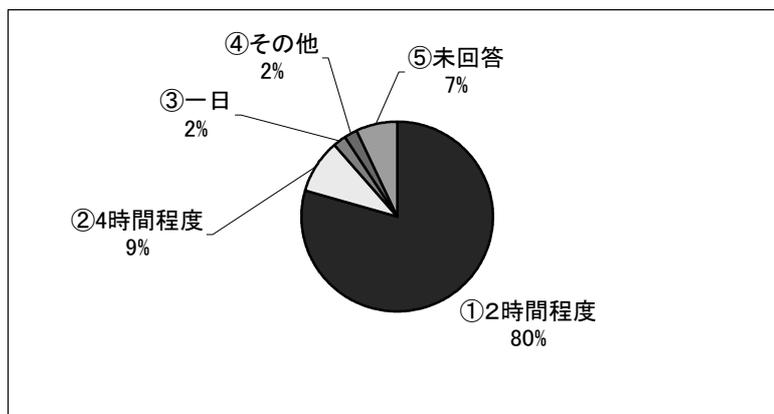
II. SGRA フォーラムについて

(1)どんな条件がフォーラムへ参加しやすいですか

①曜日について

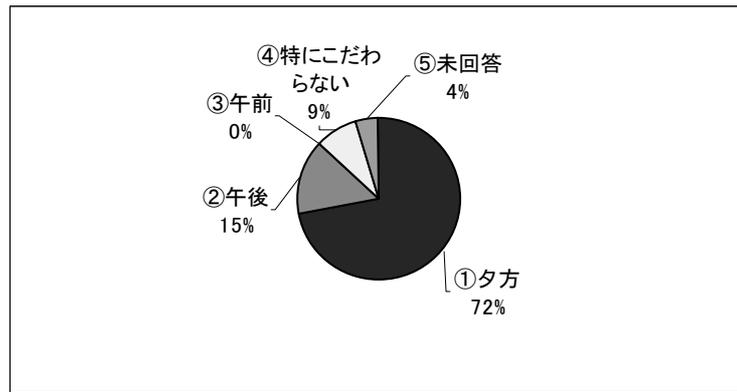


②時間について

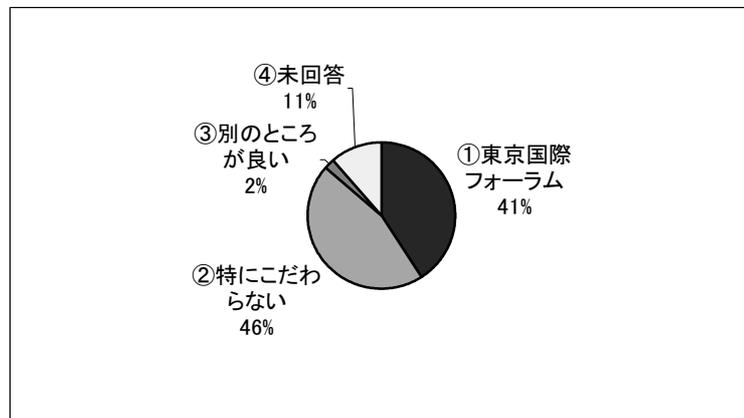


○その他(具体的に)
・発表者の数、規模による

③時間帯について

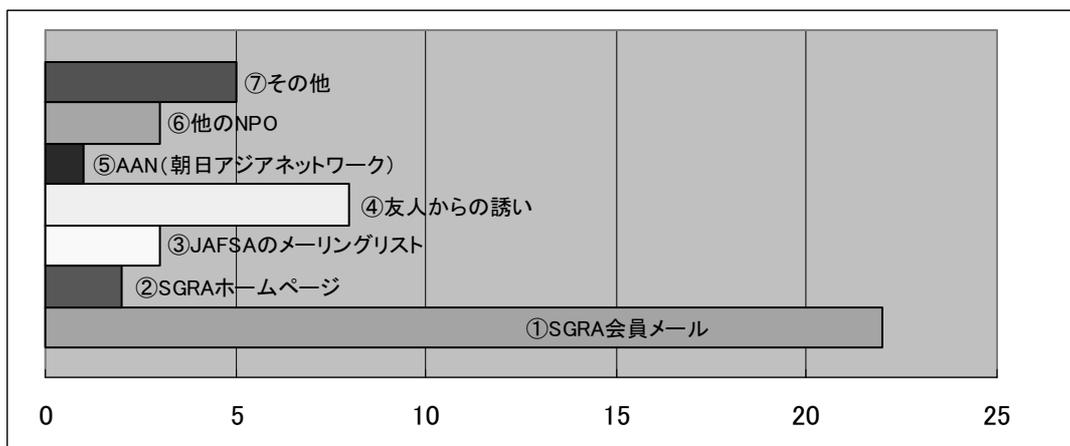


④会場について



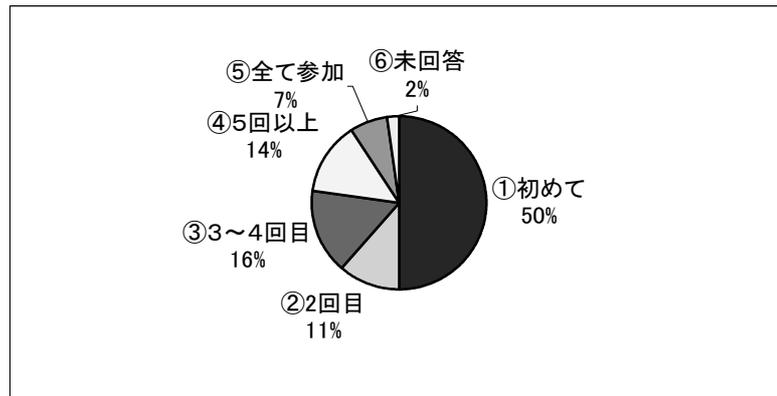
- その他意見（具体的に）
 ・大学の施設

(2) 今回のフォーラムを何処で知りましたか

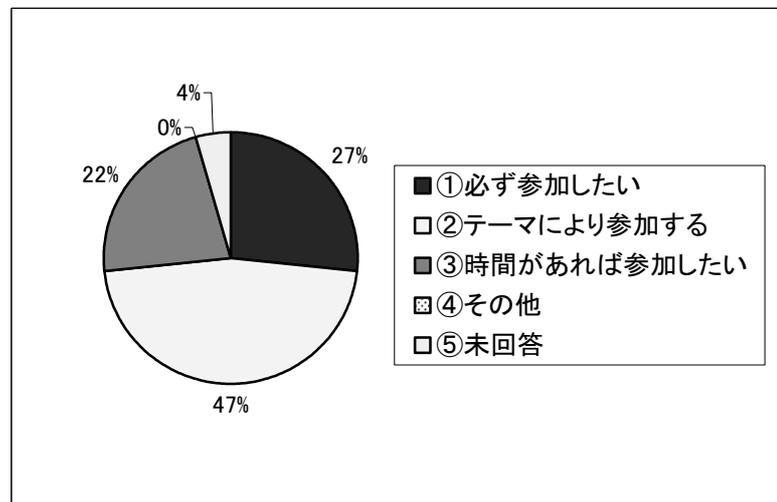


- その他（具体的に）
 ・案内状 ・会員から ・AJALT ムカガ ・大学ゼミ担当教授から ・前回参加したので案内メール

(3)SGRA フォーラムへの参加は何回目ですか



(4)今回のようなフォーラムにあなたは今後とも参加しますか



ありがとうございました

SGRAレポート No. 0023

第13回SGRAフォーラム

「日本は外国人をどう受け入れるべきかー共生をキーワードにー」

編集・発行 関口グローバル研究会(SGRA)

〒112-0014 東京都文京区関口 3-5-8 (財)渥美国際交流奨学財団内

Tel : 03-3943-7612 Fax : 03-3943-1512

SGRA ホームページ : <http://www.aisf.or.jp/sgra/>

電子メール : sgra-office@aisf.or.jp

発行日 : 2004 年 2 月 25 日

発行責任者 : 今西淳子

印刷 : 藤印刷